

令和4年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

令和4年3月2日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	田辺康弘君	学校教育部長	矢吹勇一君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
企画財政部副参事	木村西君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
財政課長	鈴木俊也君	職員課長	岩本尚史君
保険年金課長	岩野秀夫君	産業振興課長	小川泉君

地域振興課長 石川正憲君
健康課長 志村明子君
都市建設部 梅山直人君
副参事

生活福祉課長 川田貴之君
都市計画課長 稲毛秀憲君
社会教育課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

議事日程第5号追加の1 議第1号議案 ロシアによるウクライナへの軍事侵略を断固非難し、事態の平和的
解決を求める決議

本日の会議に付した事件

議事日程第1から議事日程第5号追加の1まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。昨日に引き続き、今日は2番、市民サービスの廃止・縮小等事務事業の見直しと公民館等の有料化についてのところについて再質問を行います。

市民サービス等の廃止・縮小の理由として、市長は生産年齢人口の減少や老年人口の増加による市税収入等の減少、社会保障関係経費の増加を挙げました。私は代表質問でこれに反論をしています。少子高齢化と人口減少の進展が挙げられています。老年人口が増えて、社会保障経費が増えるのに、生産年齢人口が減るから支えられないという議論です。しかし本質的な問題は、格差の拡大であり、担税力のある大企業や富裕層への課税が極めて低く、低所得層に負担の重い消費税で、逆進性をさらに強めていることではありませんか。大企業の税負担が中小企業の半分程度しかない現実、所得1億円を超えると税負担がどんどん軽くなるというゆがみを正し、応能負担の原則を取り戻すことこそ求められています。

1994年には、1.68だった合計特殊出生率を、2007年には2.01まで引き上げたフランスの事例を検討した政府は、フランスのような施策を展開するためには、子育て予算を3倍化しなくてはならないとして諦めてしまいました。安心して産み育てられる社会、持続可能な社会づくりを放棄した政治の責任を不問に付し、市民負担増と福祉切捨ての材料に、少子高齢化と人口減少を使うようなことはあってはなりません。こう反論しました。また公共施設の老朽化対策等にお金がかかるという理由についても、代表質問で反論していますし、同僚議員も取り上げていますので繰り返しません。いずれにしても、市長がこうした理由を正当な理由だと考えているのであれば、正面から市民に説明し、理解を得て進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 事務事業の廃止・縮小に取り組みます理由等についてでございますが、これまで市議会のおきましては、市長から市民の皆様の代表でございますが、市議会議員の皆様にも御説明をさせていただいております。また市民の皆様に対しましては、市長から命を受けました我々担当部の職員が、市民説明会等の場で、直接市民の皆様にも御説明をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それでは、99項目の事務事業の廃止・縮小について、具体的に市民に知らせたのはいつですか。説明はどのように行い、いつ決定したのですか、伺います。また、令和3年度に休・廃止した22事業については、いつどのように市民に知らせ、説明したのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 初めに、99の廃止・縮小の事業について申し上げます。具体的に市民の皆様にお知らせいたしましたのは、令和3年の12月17日及び18日の市民説明会においてでございます。この説明会におきましては、市政運営におけます今後の将来の懸念事項ですとか、また今後大きな財政負担の見通し、そして今回、事務事業を見直す必要性等を御説明した後、廃止・縮小いたします案の99事業を、具体的にその理由を含めて一覧表という形でお示しし、その上で御意見をいただいたところでございます。

その後、この市民説明会の実施内容の報告といたしまして、令和3年の12月27日の日に、市公式ホームページに説明会の資料一式ですとか、また当日の議事要録を公開させていただいた上で、それらをフェイスブック、ツイッター、LINEといった利用できる媒体を駆使しまして、廃止・縮小する事業について、迅速に周知したところでございます。また、この決定した時期でございますが、こちらの年明けまして、令和4年1月19日付の市長決裁にて決定し、その内容につきましては市報の2月15日号ですとか、市公式ホームページ等で周知をさせていただいたところでございます。

○企画財政部副参事（木村 西君） 続きまして、令和3年度について御説明をさせていただきます。

初めに、休止についてでございますが、イベント関係は新型コロナウイルス感染症の影響で、既に休止しているものもございまして、改めての周知はしておりません。また職員研修や、備品購入などの内部事務についても周知はしておりません。

続きまして、廃止でございますが、廃止を決定した以降に、福祉関係の事業につきましては、市報により周知をしております。イベント関係につきましては、周知しておりません。学校に関するものは、校長会で周知をしているところでございます。補助金に関するものは、団体等へ周知をしているものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今22、休・廃止については、いずれも決定後に周知をしているということで、決定前には何も知らされていないという答弁です。

それから、99項目の事業については、17・18日に参加した方、20人に、この99項目の一覧、配付されました。その後、この一覧、同じ一覧が出たのは12月27日のホームページ。今、答弁で1月19日、市長決裁で決定したとありますが、その1週間前、1月12日に、行革推進本部で決定をしているということですね。これは、これらの事務事業の廃止・縮小に対する態度のいかんにかかわらず、他の議員からも、この周知の仕方、反省を求めるといって幾つも指摘が出ている。このことを、どう受け止めているのか伺いたいと思います。

それから、これに関連して私が行った資料要求で、会議で一体、何が議論をされているのか、出てきた資料では議題しか分からないという状況です。会議要録も出さないし、資料も出さない。どうしてこういうことなんでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 1点目について、ちょっと私のほうからお答えさせていただきます。

説明会、昨年12月に実施しております。その後、市報、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、LINEといった想定できる媒体を駆使しまして、廃止・縮小について市民の皆様様に周知をしております。市民の皆様様の反応としましては、窓口や電話などで、賛成意見も含めて合計で4件という少ない状況でございます。情報の周知のほうは、引き続き継続してやっていきたいと思っています。

以上です。

○企画課長（荒井亮二君） 2点目の資料の公開の関係でございます。こちらの事務事業の廃止・縮小に関しまし行政改革推進本部会議での検討資料につきましては、情報公開条例等の規定を準用する形で、その内容につきましては非公開情報に当たるということで考えておりますので、非公開とさせていただいてございます。具体的には内容が未成熟であり、意思決定の中立性が損なわれるおそれ、また市民の皆様様に混乱を生じさせるおそれ等の観点、また一方では業務分析の結果に基づきまして、検討を進めたというところがございます。その受託事業者の事業活動情報が掲載されていることであったり、またこの行革推進本部会議におきましては、事務事業の見直し以外の業務改革に関します、例えば組織定員の検討ですとか、そういったところを併せて審

議した会もございましたことから、そのあたり行政運営情報に係る記載等もございまして、これらの事情によりまして非公開とさせていただいております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 以前には、そのまま出されていたものが今、出されないというのが問題だと。情報公開が進んでるのではなくて、どんどん後退しているというのが現実です。2015年7月22日の公の施設のあり方検討委員会の議事録、これ私、入手していますけれども、委員長の発言として、このような記載があります。

「市長はレファレンスと選書は命だと考えているということからも、その部分については残したい考えが強いと思われる。地区館への民間活力の導入がうまくいき、そこについても民間へ委ねることがうまくいくということであれば、中央館への民間活力の導入もある。しかし今の感触で言えば、地区館の民間活力の導入後、すぐに中央館ということではなく、一定期間の経過後に検討するということ。」こういう発言がそのまま出てきています。

地区館だけでなく、中央館、図書館への指定管理者制度導入についても、露骨に意欲がにじむ発言だと私は受け止めていますけれども、こういったものも情報公開請求に対して、そのまま出てきています。ところが、今度は会議要録そのものを出さない。よほど市民に知られて都合の悪いことが書かれているのではないかと思わざるを得ません。

5年ほど前、先ほどの資料は、2016年の10月、私が情報公開請求したときに、市にとってあまり有利と思われないようなものも、そのまま出していたのに、今回は会議要録そのものを出さない。この議事録の内容と比べても、よほど都合の悪いことが書かれているんですか。どうしてこれ出さないのか、伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 情報公開請求等というところでございますけれども、こちらの資料の提供をする際におきましては、この有利、不利ですとか、また都合のよしあしという視点では、当然判断してございません。条例等の規定に基づきまして、またそれを準用する形で判断をさせていただいております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 判断に一貫性がないということです。

それから、もう一つ、富士通総研に外部委託に出したことで、それを市民に公開しない理由にするというような外部委託は、私はあってはならないと。ブラックボックスになってしまうということも、指摘をしておきたいと思います。

この当時は、この議事録も逐語録のような感じで数ページにわたって出ていますし、その前の時期は発言者も都市建設部長などの役職で書かれ、その前は発言者の名字も含め記載されていました。名字まで記載する必要はないと私は思いますけれども、それが最近では、会議要録とあって、やり取りは数行でとどめられ、最近ではそれすら出さない。こんなやり方で市民の理解を得て進めるなどと言えるのでしょうか、伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 会議の記録についてでございますが、この会議の形態ですとか、内容に応じまして、現在、適切な内容で作られているものというふうに考えてございます。この行政改革推進本部会議につきましては、内部の会議ということで公開を前提にしていないというところがございますので、内部の記録ということで、要録を作成しているところでございます。また市民の皆様に対してというところでは、必要な情報、説明会を開催したりですとか、市報、ホームページ、またフェイスブック、ツイッター、LINEといった想定できる媒体、こちらを駆使いたしまして、今回の廃止・縮小する事業につきましても、周知に努めたところでございます。今後につきましても、必要な周知等を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) そうすると、公の施設のあり方検討委員会については、公開を前提に会議録も作られていたということなんですか。

○企画財政部長(神山 尚君) 内部の会議ですので、公開を前提ということの会議ではございません。会議のまとめというものを作っております、それは内部の事務用で作成しておりますので、事務上の必要なその要点を記録すれば足りるというふうに思っています。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 公開を前提にして作られていなかったけれども、公の施設のあり方検討委員会の議事録は詳細に書かれていて、最近の議事録は要録になって、あまり詳細に書かれていない。しかも、その要録そのものを出さないというのが、今の市の情報公開の流れだということです。こういうことで、市民の理解を得て進めると言えるのかという点を指摘したいと思います。

それから、99事業の廃止・縮小の市民説明会には私も出席しました。小手先では駄目なので、今回こういうことに至ったというふうに説明されました。今回の99事業の廃止・縮小は抜本策だということになります。廃止事業は何事業で、事業総額は幾ら、一般財源総額は幾らですか。縮小は何事業で、事業総額は幾ら、一般財源総額は幾らですか。令和4年度予算に対する影響額は、一般財源ベースで幾らですか、伺います。

○企画課長(荒井亮二君) 廃止・縮小いたします99事業の影響額等ということでございます。まず、初めに前提といたしまして、この廃止・縮小いたします99事業のうち、令和5年度以降に廃止・縮小を予定している事業が9事業ございます。こちらは今回の影響額というところから、対象から外させていただき、残りの90事業について、現時点の情報をもとに事業費総額、一般財源等を説明したいと考えてございます。

また影響額といったところで考えるに当たりましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響という、予算上への特殊要因というところを極力除く形で比較したほうが適切ではないかと考えておりますので、令和2年度、その影響が少ない、ほぼなかった令和2年度予算と令和4年度予算、こちらの比較で御説明したいと考えてございます。

まず初めに、廃止する事業につきましては、28事業となっております。事業費の総額でございますが、こちらの令和2年度ですと2,646万3,000円。それが令和4年度当初予算でありますと165万2,000円、これの差引きで影響額はマイナスの2,481万1,000円という額になってございます。

続いて、廃止、28事業の一般財源額でございます。令和2年度は1,647万6,000円、令和4年度、当初予算では165万2,000円、影響額はマイナスの1,482万4,000円となっております。

続きまして、縮小の62事業に移ってまいります。縮小する事業費、総額でございますが、令和2年度当初予算では6,516万2,000円、令和4年度当初予算では5,015万6,000円。影響額といたしましては、マイナスの1,500万6,000円でございます。

続いて、縮小62事業の一般財源額でございます。令和2年度当初予算では5,970万7,000円。令和4年度当初予算では4,646万2,000円、影響額はマイナスの1,324万5,000円となっております。

最後に、こちらの合計というところでは、事業費総額ベースでは、2年度と4年度、当初予算を比較しますと、事業費総額ベースで3,981万7,000円。一般財源ベースでは、マイナスの2,806万9,000円の影響額となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 90事業、令和4年度、廃止・縮小する事業の影響額が、一般財源ベースで2,806万9,000円ということでした。これが抜本策だということ、よろしいでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 抜本的な見直しというところでございますが、こちらの金額の状態は、現時点での影響額は先ほど申しましたとおりでございますが、事業の根底から、この在り方、目的、必要性等を考えてございますので、そういった意味で事務事業の抜本的な見直しを今回行わせていただき、令和4年度の当初予算ベースでは先ほどの影響額が出ると。また今後、令和5年度以降につきましても、この影響額というものは続いてまいりますので、そのあたりが影響というか、効果というところになるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私はこれ抜本策だということ、富士通総研から194事業、示されて、99事業が出てきて、これで終わりかと思ったら、市長答弁ではそうではないと。結局、今後も、この富士通総研が出した194事業の廃止・縮小案、それからこの事務事業の見直しというのは、担い手の適正化なども含まれていて、民間活力の導入なども含まれているわけですね。そういうことも含めて、毎年、今後やっていくという答弁です。率直に言って、展望なき歳出カットの道を転がり落ちようとしているというふうに見えます。

富士通総研が出した194事業のほかであっても、廃止・縮小の対象となることはあるのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 194事業の以外の事業の今後の検討というところでございますが、当面は業務分析の報告書の結果に基づきまして、見直しを行ってまいりたいと考えておりますが、この194事業以外の事業につきましても、194事業との整合性を図る必要があるものにつきましては、同時に見直しを進めてまいりたいと考えてございます。また今後、持続可能性の行財政運営の実現に向けましては、この行政改革という視点では不断の見直し、必要となっているものと考えておりますが、194事業以外の見直しにつきましては、現時点では具体的なことは決めておりません。また廃止・縮小により生み出された財源につきましては、御説明させていただいたとおり公共施設の老朽化対策ですとか、大きな財政負担、今後見込まれておりますので、また新たな事業等に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 不断の行政改革が必要だというのは、一般的にそう言われてるわけだし、これまでもずっと言ってきた。ただし、今回は抜本策だと言って出してきたわけですから、次元が違うということだと思います。先ほど触れた中央図書館への指定管理者制度の導入も、今後の事務事業の見直しの中で、検討課題として残されているのか、伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 業務分析の報告書にございます記載で、今回、具体的に市が検討してきているもの、そして今後、検討すべきものというものがあるかと思っております。その図書館の関係につきましては報告書のほうにも、提案ですとか記載がございますので、現時点では具体的に来年度以降、どうしていくというところは決めてございませんが、課題の一つとして捉えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 資料要求しても、資料も出てこないし、会議要録も出てこないの、こういう形で伺ってるわけです。

それで、生活困窮者の介護サービス利用料を7割減額する制度が今年度廃止されましたが、この制度はいつどのような経過と趣旨のもとにつくられた制度なのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この制度につきましては、平成12年の4月に介護保険法が施行されましたが、その際に国からの通知に基づきまして、要綱を制定して開始したものでございます。介護保険法施行前に、老人ホームヘルプサービス、これを利用していた方につきましては、所得に応じて費用負担をしておりましたが、介護保険法の施行により、利用者負担額が一律1割となる際に、その負担の激変を緩和する必要があることから導入されたものであります。内容といたしましては、自己負担額が通常10%のところを3%とするものでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） これは介護保険料が減免されている方ですよ——が利用料も申請すれば7割減額する。だから所得が低い人で、もう本当に議員の皆さん、たくさん相談を受けてると思いますけども、介護保険料や国民健康保険税、払うのでいっぱい医者にかかれぬ、介護サービス受けられないという声も、お金がなくて、たくさん聞くわけです。ところが、これを、こういう趣旨でつくられたにもかかわらず廃止してしまう。

それから、公民館有料化については、コロナ感染症の市民への影響を考慮して実施時期を先延ばしする。一方でそのように言っていますけれども、住宅・店舗リフォーム補助は廃止するということですが、これなぜなのでしょう。この時期になぜやるのでしょうか。

○企画財政部副参事（木村 西君） 公民館等の使用料の徴収におきましては、受益者負担の適正化という観点から、その在り方を検討いたしまして、施設利用者原則として応分の負担を求めることとしたものでございます。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、実施時期を改めて検討するということとしたものでございます。

また、3年に一度実施しております現行の使用料等の見直しにつきましても、同様の理由で、見直しを実施しなかったところでございます。

一方で、事務事業の縮小・廃止につきましては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、限られた財源、また人的資源を有効活用するための抜本的な見直しを進めるための取組でございまして、重要施策を実施するための財源として、縮小・廃止の検討を行ったものでありますので、性質の異なるものであると認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 有料化実施を当面しない理由は、コロナで市民の生活が大変だということですが、そのさなかに住宅・店舗リフォーム補助を廃止する。これは理屈が立たないというふうに思います。

結局、削減先にありきになってしまっているというふうに思わざるを得ません。その事業の必要性や、発展させるべき方向を真剣に検討するのではなくて、行革の対象、削減の対象として見てしまう。

1のところで、気候危機問題を冒頭で取り上げました。気候危機、緊急に解決すべき課題だという点で認識、一致しましたし、区域施策編の計画、急いでつくらなくてはならないということで、ここも一致したと思います。気候危機変動適用研究会の縮小方針、これを撤回して速やかに区域施策編の計画を作成するよう、改めて求めますけども、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） こちらにつきましては、1番の項目の御質問の際にも答弁はさせていただいたんですが、今後、市のほうで地球温暖化対策実行計画の区域施策編、これを今後検討していく中で、他市状況の情報収集と併せて、必要に応じたミーティング等の参加については、今後行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） それは、1のところでやり取りして理解してるんですけども、市の方針として、この気候危機、本当に解決しなくちゃいけないと。区域施策編、島嶼部を除く75%の区市町村でつくっているのに、東大和市はまだつくられていない。この遅れを本当に解消していかなくちゃいけない、急いで追いついて、気候危機対策、進めなくてはならないというときに、この縮小の一覧に、この区域施策編を作成するまでの間、縮小するというようなことがそのまま残されているということで、私は東大和市の姿勢が問われざるを得ないというふうに考えますので、これは検討を求めています。

それから、公民館の個々の講座の改廃を行革推進本部で決定し、市長も決裁している問題です。前の議会で私、おかしいと言いました。社会教育部長と公民館職員で相談したんだ。だから、教育の独立は保たれているんだという答弁でした。つまり決定より以前の段階で、教育委員の正式の会議である教育委員会でも、公民館運営審議会でも諮られていない、検討されていないということだと私は理解していますが、それでよろしいですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館におけます個々の事業の廃止・縮小についてでありますけども、今回の社会教育部におけます廃止・縮小の決定につきましては、あらかじめ教育委員会の事務局内部で検討し、意思決定を行い、その結果をもって、行政改革推進本部会議で決定されたものでありますので、行政委員会としての独立は保たれているものと認識してるところでございます。

今回の事務事業の見直しにつきましては、東大和市教育委員会事務局処務規則の課業務の実施計画に当たるということでありまして、私、部長において事案を専決することができる旨の定めがございますので、教育委員会としての意思決定を部長専決により行ったものであります。また、事業の廃止・縮小につきましては、各執行機関が独立性を保ちながら、全庁的な視点で取り組むべき課題でありますので、公民館の仕事を熟知しております公民館の職員が、検討すべき内容であるというふうに判断をいたしましたので、公民館の運営審議会での審議は行ってきてございません。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 分 休憩

午前10時 4分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 図書館指定管理のときは、市長決裁後に、教育長に対して、市としてこういう決定したから教育委員会で検討してくださいという依頼を行いました。今回は令和4年度予算に反映させるわけですから時間もない。資料を見ても、そのようなことも行われていないように思われますが、いかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 指定管理者制度についてでございますが、こちらの制度につきましては、法制化されている制度であるという前提がございます。地方自治法であったり、国の通知によりまして、指定管理者の導入時におきましては、例えば市が条例で定める事項等が決められておったりしてるところでございます。そのため市におきましては、この制度に係ります基本方針を定めておりまして、検討から導入、管理の手続等を定めており、また施設の主管課につきましては、条例制定や指定管理者の指定等、一連の事務を担うこととなっております。そのため、地区図書館への指定管理者導入、検討に当たりましては、市長が方針決定後、

施設を所管します教育長宛てに依頼通知を出し、一連の検討を進めてもらった経過がございます。

一方で、事務事業の廃止・縮小の検討につきましては、業務分析の結果を全庁で共有いたしまして、それに基づき市としての検討を進めてきたわけですが、こちらは全庁が一体となりまして、同時に総合的に検討を進めてまいりましたことから、個別の依頼文等は作成せず、これまで作業を進めてまいっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 理解できません。教育機関である公民館はどう考えてるのかというふうに考えざるを得ません。

公民館の事業というのは、そもそも市民と公民館職員が車の両輪となつてつくり上げていくものです。このような乱暴なことがまかり通っていいのか。市民にも知らせない、教育の自主性、独立性を踏み破る。このようにして強行されようとしている市民サービスの切捨てには断固反対します。

次に、公民館有料化についてですけれども、これも反対の立場を繰り返し表明してきました。特に公民館については、三多摩の仲間とつくり上げてきた三多摩テーゼを、東大和市の公民館活動の指針として活動の発展を図ってきたことも、議場で何度も紹介しました。東大和市の公民館の周年事業でも、必ず三多摩テーゼが指針として言及され、その中の公民館無料の原則についても繰り返し強調されてきたところです。市民と公民館職員が長年にわたつてつくり上げてきた、三多摩テーゼに基づく活動、公民館無料の原則に真っ向から反するのが公民館の有料化です。公民館有料化を決定する前に、公民館運営審議会でこの問題、審議されたのか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館などの使用料についてでありますけれども、公共施設の維持管理には一定の経費がかかっており、施設を利用する人と利用しない人の公平性の確保や、持続可能な行財政運営を行うために、施設を利用する際に必要となります光熱水費などについて、応分の負担をしていただくことは必要であると考えているところであります。

なお、公民館運営審議会に対する諮問があつたかについてでありますけれども、公民館運営審議会につきましては、社会教育法の第29条第2項において、「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」と定められておりますことから、今回の公共施設の使用料に関することにつきましては、公民館における各種の事業や、企画実施というものとは明らかに異なるものというふうにご考えまして、公民館運営審議会での審議は行ってきてございません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 公民館活動の命に関わるこういう重要な問題を、当事者にも相談しないで決めてしまう。極めて乱暴だということを指摘しておきます。

次に、3番目の国民健康保険税の6年連続値上げの問題です。

国民健康保険税の6年連続値上げは、市民の保険税負担抑制のための市の一般会計からの繰り出しをゼロにする方針に基づいて進められています。これは国から要求されているものですが、保険税額の決定は自治体の権限に属しているので強制はできないというのが国の建前です。そもそも国保加入世帯は、低所得で、担税力が低いのに保険税負担が重いのが国保制度の構造的な問題としながら、一層の税負担増を押しつける。国には一片の道理もないというふうに思います。この点で、市の認識を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険は、国民皆保険を下支えする大切な制度でございます。この国民健康保険制度を安定的、持続的なものとするために、平成30年度からの広域化によりまして、東京都が国民健

康保険財政の責任主体となって、財政の健全化が進められております。この広域化後、毎年度、国から3,400億円の公費が投入されておりますが、この公費には、後期高齢者支援金算定における全面総報酬割の仕組みの導入によりまして、被用者保険が多くの負担金を拠出することで生じた国費による財政支援が含まれております。国民健康保険はこのような支援により、制度改革に取り組んでいることから、給付と負担の均衡を図り、財政を健全化する必要があるものと考えてございます。市といたしましては、国民健康保険の構造的課題の改善について、東京都市長会を通じて、東京都に対し、国や東京都への公費の拡充や、国への公的医療保険の一本化の要望を続けているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市としても要望されてるということは分かりました。しかし、国の言い分に道理がないということについては、市がこれ、言うこと聞かないと、またいろいろ国から財政的な措置も受けるということあるかもしれませんが、この認識について、やっぱり市民の側に立っていただきたいというふうに思います。

東大和市は、国から言われている解消すべき赤字を6年間でゼロにするために、毎年1億円規模の値上げを繰り返しています。隣の武蔵村山市は12年で解消するとしていましたが、コロナで市民生活が疲弊しているとして値上げを一旦中止して、12年という目標年限もさらに先延ばししました。東大和市は、コロナ危機下にもかかわらず6年連続値上げを凍結することなく強行してきました。コロナ危機下でも、見直すことなく値上げを強行した理由を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市では保険税急増抑制のために、国が設けた特例基金のある令和5年度までに赤字補填繰入れを解消することが、最も市民の皆様への影響を抑えながら、国民健康保険の財政健全化が図られるものと考えてございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯等につきましては、保険税の減免施策を行いまして、一定の配慮を講じた上で、応分の保険税を算定しているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市は、来年度、2022年度も値上げするとしています。国保特別会計の基金は、あと9,482万円取り崩せば、値上げはしなくて済みます。それだけの基金残高もあります。なぜ基金を取り崩して負担増を回避しないのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 現状の国民健康保険制度は、赤字補填の繰入れを行うことで、給付と負担の均衡が逸した状態となっております。国民健康保険税率等を見直すことによりまして、給付と負担の均衡する適正な保険税率とすることが、国民健康保険財政の健全化には必要なものと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 結局、毎年値上げするものだという認識を、市民に定着させようとしてるんじゃないか。なぜ値上げしなくて済むのに、値上げにこだわるのか分かりません。実際に東大和市は6年連続値上げを決定し、この4月からの値上げで5回目、来年4月に値上げしたら、もうその先、値上げはしなくて済むということなのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 現在行っております計画的な保険税率等の見直しは、赤字補填繰入れを解消し、国民健康保険財政の健全化を図るためのものであることを、国保だよりにて周知させていただいております。財政健全化計画上では、令和5年度の国民健康保険事業費納付金の状況をもちまして、赤字補填繰入れを解消

する予定でございます。令和6年度以降につきましては、その当該年度の納付金の算定結果によりまして、基金や交付金等の活用を含めて、必要となる保険税率を総合的に判断していくものと考えてございます。赤字補填繰入れを解消することによりまして、保険者努力支援制度においては高く加点されることとなりますので、その分、交付金が多く得られて保険税率策定の際に活用できるものと考えてございます。今後も東京都に対し、早期に赤字補填繰入れを解消することで得られる東京都独自の財政支援等を要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 6年連続値上げという東大和市の方針は、実は6年連続では終わらない、際限なき値上げに道を開くものだと思います。6年連続値上げは、2018年から始まりました。毎回、東京都からは、解消すべき赤字を解消するには、この程度の保険税率にしないとならないというモデル税率が、標準保険税率という形で示されます。もちろん保険税は市町村が定めるので、厳密にその税率にしなくてはならないというものではありませんが、この程度の保険税にすれば、保険税抑制のための一般会計からの繰り出しはなく済ませますよという目安の数字です。

東大和市では、2023年度の値上げで解消すべき赤字をゼロにしようという計画ですから、2023年度に到達すべき保険税のモデル税率ということになります。ところが、2023年度に到達すべき保険税率というのが、2018年度に示されたものからどんどんどんどん高くなっていく。追えば追うほど遠ざかっていくということになっています。

2018年度、保険税値上げに向けて、東京都から示された標準保険税率を適用して、70歳単身年金収入210万円の世帯の保険税額を算定すると幾らになりますか。

2022年度、値上げに向かって東京都から示された標準保険税率を使って算定すると幾らになりますか。

同様に、40代夫婦と15歳と12歳の子供2人、夫の給与年収400万円の4人家族の場合はどうですか、伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 初めに、70歳単身世帯、年金収入210万円の保険税額を、平成30年度と令和4年度の東京都基準の標準保険料率で算出いたしました。平成30年度の保険税額は9万5,200円、令和4年度の保険税額は9万8,800円でございます。

続きまして、40代夫婦と15歳、12歳の子供2人で、夫の給与年収400万円の世帯の保険税額を同じ条件で算出いたしました。平成30年度の保険税額は49万7,000円、令和4年度の保険税額は53万1,600円でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今の答弁のとおりです。6年連続値上げ後に到達すべき保険税額が、2018年度値上げ前に示されたものと、今回、2022年度、値上げ前に示されたものでこんなに違う。どんどん到達すべき保険税額が高くなっていく。これでいったら6年連続値上げでは済まない、7年目も値上げ、8年目も値上げということになっていく。なぜ際限なき値上げにならざるを得ないのか。国保加入世帯は、高齢者が多く、医療費はたくさんかかるのに低所得世帯が多い。だから社会保障制度として、医療を受ける実質的な権利を保障しようと思ったら、全国知事会も要求しているように、1兆円規模で国費を投入して、均等割を廃止していく方向しかないわけです。それをやらずに、加入者にかぶせれば、当然、際限なき値上げになっていく。国の誤った政策に追随するのではなく、市長は市民の実態、よく分かっているわけですから、実態に即して負担軽減を図る立場に立っていただきたい。6年連続値上げは中止し、引下げに転じるべきですが、いかがでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 繰り返しとなりますが、市では保険税急増抑制のために、国が設けた特例基金のある令和5年度までに、赤字補填繰入れを解消することが、最も市民の皆様への影響を抑えつつ、国民健康保険財政の健全化が図られるものと考えてございます。この赤字補填繰入れ解消によりまして、保険者努力支援制度でも加点され、交付金の対象となることから、財政健全化計画を推進することで、市民の皆様の負担を抑制できるものと考えてございます。また繰り返しとなりますが、市といたしましては、国民健康保険の構造的課題の改善につきまして、東京都市長会を通じて、東京都に対し、国や東京都への公費拡充や、国への公的医療保険の一本化の要望を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** まあ、この方向は正しくないということですよ。国にそうやって要望を続ける、当然のことだと思いますけれども、やはりこの方向、正しくないということだと思います。

次に、②のほうへ進みますけれども、この点で国の未就学児の均等割削減措置実施下においても、市が独自の多子軽減策を続けることを評価します。また、コロナ減免については、今年度の減免の基準年を前年度でなく、コロナ前の前々年度に設定したことは重要です。来年度のコロナ減免についても、コロナ前を基準年として適用するよう求めますが、いかがでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響によります収入減少世帯等を対象とした保険税減免につきましては、令和3年度に実施されております国基準の内容をもとに詳細を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 2021年11月26日の事務連絡で、国基準のものでしょう。コロナ減免総額の10分の10を国が交付するとされています。

一方で、市はコロナ減免のために、基金1,400万円を取り崩し活用するとしているわけですから、国制度に上乘せ、横出しができるはずですよ。ぜひコロナ前を基準年にして減免していただきたい。いかがでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和4年度のコロナ禍の影響によります保険税減免につきまして、詳細は今後となりますが、この令和4年度のコロナ禍の影響に伴う保険税減免に関する交付金につきましては、現時点で国から方針が示されてございませんので、この点に関しましては、動向注視を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 2021年11月26日の事務連絡で、国が交付すると。この点、徹底してほしいというふうになっています。それから、一方で、市は基金1,400万円を活用して、コロナ減免やると言ってるわけですから、国からの交付金と、この1,400万円を合わせて上乘せができるということですので、改めて求めておきます。

最後に、6年連続値上げの5回目の値上げとなります。連続値上げから四、五年たった時点で負担軽減策を検討するとの答弁を遵守し、本格的な軽減措置の検討を進めるよう要求して、この項を終わります。

最後に、4番目の国・都・市有地の活用のところですが、先に②のほう伺います。特養ホームの整備の問題です。

市内の特別養護老人ホームについては、市内の要介護者が希望すれば入所できる状況なのか伺います。

○**福祉部参事（伊野宮 崇君）** 私ども、毎年、特養の待機者というのを調べておりますが、直近のデータでございますと、令和3年の10月末日でございます。市内の特養5施設と、それから市が財政支援いたしました近

隣市の特養、2施設の合計7施設につきまして、その時点での待機者は160人というところでございます。

以上であります。

○6番(尾崎利一君) 160人、実際に入りたくても入れない人がいるということです。サービス付き高齢者住宅の整備が進んでいるから、特養ホームの整備が不要になるということはないと思いますが、市の見解を伺います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 御質問のサービス付き高齢者向け住宅につきましては、高齢者の住まいとして、国土交通省が整備を進めております。その運営方針につきましては、対象者を自立した高齢者から、あるいは要介護の高齢者まで様々であります。最近では、認知症を発症した方ですとか、あるいは要介護状態となった高齢者につきましても利用できるもの、こういった施設も見受けられておりまして、事実上は特養の対象者と競合するものがあるというふうに認識しております。

ちなみに、令和3年度に市内に開設しましたサービス付き高齢者向け住宅は2施設ございます。さらに類似の有料老人ホームも1施設ございますけれども、これらの3施設につきましては、いずれも要介護5になったり、あるいは認知症を発症したりしても居住可能ということでございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) サービス付き高齢者住宅は、特養ホームより費用負担は高くなると思いますが、いかがですか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) サービス付き高齢者向け住宅につきましては、先ほど申し上げたとおり運営方針が様々ございまして、料金体系も幅がございます。先ほど申し上げましたように、認知症や要介護状態となった者も利用できるという施設もございますし、あるいは元気高齢者の利用に特化するものもございます。このため、その費用負担につきましても、一律その特養よりも高いか安いかわからないところがございます。

以上であります。

○6番(尾崎利一君) どれぐらい高いかは別にして、一律、高くなっていく問題ないと思いますよ、私は。サービス付き高齢者住宅は特養ホームより費用負担は高くなるし、それから介護度が高くなれば、有料老人ホームや特養ホームに移転せざるを得なくなる、こういう可能性もある。別のものです。特養ホームの速やかな整備を求めています。

次に、①のほうへ戻りますけれども、桜が丘3丁目の国有地について、頂いた資料では、昨年12月をめぐりに市の考える方向性を示してほしいと要請されていますが、これ大丈夫なのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 桜が丘3丁目の国有地の利活用につきましては、現時点でも結論には至っておりません。市の事情は、これまでも国に対しまして説明をさせていただいてまいりました。今後につきましても、現時点で国有地の利活用の方向性について、結論に至っていない状況を御説明をさせていただき、引き続き検討させていただけるよう、御配慮をいただくことができないかという、御相談をさせていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

○6番(尾崎利一君) 東京街道団地の生活支援ゾーンについては、3月に基本協定が締結され、令和6年度には建設工事が完了する予定となっておりますが、近くのスーパーがなくなってしまって、買物に不便を来す状況が現在生まれているというふうに聞いています。この創出用地を暫定的に活用するなどして、例えば週に何回

か市場を開くなどの工夫はできないのか伺います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトにつきましては、令和3年11月に東京都が公表した事業予定者選定結果において、令和4年度には建設工事に着手する予定である旨、示されております。市としましては、着手までの期間、当該事業地の暫定的な活用などについて承知しておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これはちょっと都市計画のほうだけではなくて、現実には買物が大変だという声が聞かれているようですので、ぜひ市としての対応を求めているとおもいます。

それから、東京街道団地の運動広場について、2月9日までにどのような意見が寄せられているのか伺います。市としての対応についても伺います。

○社会教育課長（高田匡章君） 2月9日までに寄せられました、（仮称）東京街道運動広場の整備概要案に対する意見についてでございますけれども、お一人、3点ございまして、内容でありますけれども、運動広場の整備に変えてスーパーの誘致を提案するもの。それから、駐車場の整備に当たっての交通安全対策、駐車場などについて適切な管理を要望するものでありました。市といたしましては、頂いた御意見等に基づきまして、東京都、その他関係機関等と共有などを図りながら、東京街道団地地区地区計画に基づき、適切な整備内容となるよう、引き続き必要な調整を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 東京街道団地の運動広場についてですけれども、周辺に整備概要案についてというA3の文書が配布されました。サッカー関係者の方から、これ見て要望が寄せられています。この絵を見る限り、都による本体工事ではサッカーコートのラインも含まれていると思われるけれども、大人用コートの絵のみ書いてあると。大人用コートの半分が、子供用コートのサイズになるんだけれども、これもぜひラインを書いてもらいたい。これ人工芝なので、何か昔のああいう、何て言うんですか、白線引くみたいな、そういうわけにいかないの、この時期にやってももらわないと、後からやるとまた余計なお金もかかるしという声が寄せられているんですが、この点いかがでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 令和4年1月下旬に、周辺住民の方々に周知をいたしました（仮称）東京街道運動広場の整備概要案につきましては、広場全体の整備概要をイメージとしてお示したものでございます。御要望等につきましては、今後、東京都と情報を共有させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、よろしくお願いします。

それから、次に向原団地の創出用地について、区域内外の自治会長さんからも幾つか要望や意見が出ているようです。地区計画についての住民説明会も開催されましたが、どのような意見が出ているのか伺います。

また、これらの意見も踏まえて、今後の進め方についても伺います。

この説明会のときに、住民の皆さんの意見を聞く機会も、今後、設けていきたいというような説明もあったようですけれども、いかがでしょうか。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 説明会における意見についてではありますが、北側の創出用地地区Aにつきましては、特別支援学校が設置されることとなった背景に関する質問や、工事車両やスクールバスの通行ルートにおける安全性への配慮に関する要望などがありました。

南側の創出用地地区Bにつきましては、今後のまちづくりの流れについての質問などがありました。

今後の進め方についてであります。関係者へ意見の周知を図るとともに、市としましては創出用地地区Aにおけるまちづくりの着実な実現を図る上で、必要な都市計画などの手続を法令等の趣旨にのっとり、適切に進めてまいります。また、創出用地地区Bの将来的なまちづくりについては、地権者である東京都との協議などを行いながら、今後、具体的に検討してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 児童発達支援センターの整備に関わって、やまとあけぼの学園の保護者や、職員からの意見や要望、疑問について、以前、資料要求でいただきました。その後の市の対応について伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） その後の市の対応につきましては、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等整備運営に係る優先交渉権者の選定におきまして、審査基準の項目等の中に、市立やまとあけぼの学園の保護者の皆様からの御意見や御要望を踏まえました、評価ポイントを設定し選定を進めたところでございます。今後、整備運営事業者と保護者の皆様との顔合わせや、意見交換等の説明会を開催する予定としております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

それでは、大項目の1、新型コロナウイルス感染症対策について。

①新型コロナウイルス感染症における命と健康を守る施策について、現状と課題を伺います。

②として、燃料費など諸物価の高騰も相まって、家計や営業にも大変大きな影響が現れています。暮らしと営業を支える支援策の充実とともに、困窮する市民に対する市の専門的な相談・支援の体制の充実が必要となっていると考えますが、現状と市の認識をお伺いいたします。

続きまして、大項目の2はジェンダー平等について。

①として、ジェンダー平等の推進の重要性は、コロナ禍においていっそう切実な課題となって現れています。「第三次東大和市男女共同参画推進計画」（令和3年度～令和12年度）の推進にあたり、市の認識と今後の見通しを伺います。

大項目の3では、市財政について伺います。

①として、市の財政状況と今後の見通しについて、以下、伺います。

アとして、市財政の現状の評価について。

イとして、公共施設整備にあたっての市財政の見通しについて。

ウとして、基金のあり方について。

以上です。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題についてであります。現在、オミクロン株による厳しい感染状況となっておりますことから、基本的な感染症対策の徹底や、発症及び重症化の予防として重要となるワクチン接種を適切に進めているところであります。このような中、ワクチンの追加接種を加速していくことが課題でありますことから、集団接種の予約枠を拡大するなど接種機会の確保に努めております。市では、市民の皆様の生命と健康を守るため、今後におきましても国の対処方針や東京都の対応を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでまいります。

次に、市内事業者等への経済支援策及び困窮する市民に対する専門的な相談・支援体制の現状と市の認識についてであります。これまで国や東京都からの財源を活用しまして、キャッシュレス決済による消費活性化事業、中小企業者等の事業を下支えする応援金事業などを実施してまいりました。国や東京都が行う給付金等の支援策につきましては、東大和市商工会とも連携しながら、情報発信に努めております。また、生活に困窮する方への支援としましては、総合相談窓口である自立相談支援機関、くらし・しごと応援センター そえると生活保護との一体的な運用により、生活困窮者への切れ目のない支援を行っております。経済的な困窮を含め、様々な悩みを抱えた相談者に寄り添い、傾聴し、相談者の状況にあわせた支援を行っております。

次に、ジェンダー平等についてであります。内閣府が発行した令和3年版男女共同参画白書によりますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用情勢の悪化や経済的・精神的DV、女性の貧困などが顕在化したと捉えられており、市といたしましても、女性の生活や雇用に影響があったものと認識をしております。新型コロナウイルス感染症が、今後の社会に与える影響は見通せないところではあります。ジェンダー平等に関する国や東京都の施策の動向を捉えながら、第三次東大和市男女共同参画推進計画に位置づけている施策を推進していくことで、市におけますジェンダー平等の推進にもつながっていくものと認識をしております。

次に、市財政の現状の評価についてであります。現在、感染症の影響が長期化する中、国や東京都の財源を活用しながら、ワクチン接種をはじめ、市民の皆様の命と健康を守る施策に最優先で取り組んでおります。その一方で、公共施設の老朽化対策、行政事務のデジタル化などの新たな課題についても取組を進めているところであります。厳しい財政状況ではありますが、健全な財政運営を図りながら、適切な行政運営を行っているものと考えております。今後につきましても、持続可能な財政運営が進められるよう努めてまいります。

次に、公共施設整備にあたっての市財政の見通しについてであります。公共施設の更新に当たりましては、多額の費用を必要としますが、このうち学校施設の長寿命化に要する費用だけでも、約330億円が必要とされております。学校施設長寿命化計画では、令和7年度の第七小学校の改築工事を皮切りに、全12校の工事を連続、集中して実施することとしておりますが、この費用に対する特定財源が見込めておらず、学校施設だけでも厳しい財政運営が予想されるところであります。市といたしましては、引き続き、国や東京都の補助金、市

債の借入れなど、特定財源の確保に努めるとともに、貴重な基金を有効活用できるよう、一定の水準の維持に尽力してまいりたいと考えております。

次に、基金の在り方についてであります。財政調整基金につきましては、令和2年度にGIGAスクール構想を進めるにあたり、6億円もの取崩しを機動的に行えたことにより、入手が困難となっていた1人1台端末の整備が進み、児童・生徒の学びの場を確保できたものであります。今後も市民の皆様の利益につながるよう、不測の事態への備えも考慮しながら、基金残高を維持し、持続可能な財政運営が進められるよう努めてまいります。また、公共施設等整備基金につきましては、公共施設等の老朽化対策のために活用できるよう、積増しを行い、一定の水準を維持していきたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（森田真一君） それでは、再質問させていただきます。

御答弁ありがとうございました。では、順番にまいります。

まず新型コロナウイルス感染症対策についてなんですが、昨年夏の第5波の際、感染者の増加に保健所の対応が追いつかず、自宅療養と称した放置状態が続き、重篤化して医療にもかかれない、医療崩壊が深刻になりました。市にもその実相を伝え、都が対応するまでの間、市が食料を届けるなどの支援を行っていただくということも約束していただきました。その後のその実績をお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 令和3年9月の食料品、配送支援開始から、これまでの間の食料品等の支援件数についてであります。食料品が1,208人分、日用品が353世帯分、パルスオキシメーターの貸与が145世帯分となっております。令和4年1月以降につきましては、そのうちの食料品が1,143人、日用品が330世帯、パルスオキシメーターが130世帯と、いずれも全体の9割を占めております。

以上です。

○5番（森田真一君） もう大変な数になってるということも分かりますし、またそれに対応していただいているということ、本当に感謝申し上げたいと思います。

次に、医療の提供の体制についてお伺いします。東京消防庁の救急搬送困難事案という資料がありますけども、この中でも、都内では今年1月以降、毎週1,500件から2,800件超へと急増してるということです。今月7日には、転んでけがをしたコロナ患者の救急車が、現場に5時間43分もとどまったという事例も、その中であります。42もの病院に受入れを断られたためだったと言います。このところ搬送先を探しているのか、救急車が長時間止まってる姿も見かけるという市民の声も聞かれます。市内での医療の提供の状況を、市は把握されているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 入院が必要となります救急医療は、第二次救急医療とされており、都道府県が行うものとなっております。そのため、市では市内における救急搬送事例の状況については把握しておりません。

以上です。

○5番（森田真一君） 厚労省の統計を見ますと、新型コロナによる国内の1日当たりの死者数は、この第6波で実に300人を超える。そのうち、9割は70歳以上の方々でした。死者数は、依然、急上昇の傾向にあります。当初は第5波と異なり、感染力は強いが重症者は少ない、急速に感染拡大するが、収束も早いなどという見立てもありましたが、実際には死者数は過去最悪となり、いまだ収束の兆しは見られません。一方、2月16日に新型コロナの専門家組織、アドバイザリーボードの会合では、座長の国立感染症研究所の脇田所長が、

2月の下旬にピークを超えたと考えているとの見解を示しました。これに対して21日、全国知事会の平井会長が、山際経済再生担当大臣とオンラインで意見交換をされ、高止まりが続いている。ピークアウトと言われるが、現場では決して、そのようには見えないと指摘したことも報じられています。

司令塔となる政府の中でも、全体像が見えなくなり、地方自治体の対応も混乱させられているということが分かります。これでは第6波の収束どころか、折り重なって第7波が襲来することさえ心配しなければなりません。市の現状認識をお伺いします。

○健康課長（志村明子君） オミクロン株の発生により、現在、厳しい感染状況となっております。そのことから基本的な感染症対策の徹底や、重要施策として位置づけました3回目となるワクチンの追加接種を引き続き、安全かつ着実に実施していくことが優先事項であると考えております。今後におきましても、国の対処方針や、東京都の対応を踏まえ、感染状況に応じた取組を適切に実施し、市民の皆様の生命と健康を守ってまいります。以上です。

○5番（森田真一君） 第6波の実相どうなのかというところでは、少しいろんな方に聞いてみたり、また今ツイッターで、お医者さんが直接情報発信されてますので、そんなところからも少し拾ってみました。埼玉医科大学総合医療センターの岡 秀昭教授、この方はツイッターに医療機関から見た現状を投稿されています。第4波、第5波では、中等症、重症等を診るコロナ病棟に、入院する患者はほぼ全員肺炎があり、その一部が人工呼吸器になり、苛酷な治療の後、助かる方と、残念ながら亡くなる方という経過が一般的でした。特に第5波はワクチン未接種の四、五十代が、重症肺炎で生存をかけた治療を受けていました。今回は肺炎がある患者は2割ほど、ただし脳梗塞、慢性腎臓病、心不全、COPDなどが、コロナを契機に発症したり増悪するため、一部は重症の定義を満たさないものの、医療負荷がかかり、それなりに死亡されています。そのほとんどが80代から90代が中心です。

そして、ワクチンを打っていない場合には、重症の肺炎による重症者も増えてきました。高齢者が中心ですが、重症者数として計上されてなくても、死亡者が増えるでしょう。それにより、通常医療も負荷がかかり、青壮年層の外傷や、がん治療などにも必ずしわ寄せが生じるのですとありました。

コロナ病棟に勤務をして、自宅療養中の患者さんの往診もされている、私の知人でもあります若い医師の方も投稿してたんですけども、数日にわたってんですが、介助が必要な方ばかり、人工呼吸器、直前など、酸素が必要な方々が3分の1、その他、酸素は必要ないが、衰弱し食事も取れない方、スタッフは疲れ切っている。救急外来には10台の救急車をはじめ、多数の患者さん、若い医師たちと必死に対応、県境を越えてくる方も、東京の方なんです、この方。頑張るしかない、腹をくくる。コロナ病棟を担当している医師のお子さんが、コロナに感染し、勤務できなくなったとの連絡、発熱外来や自宅療養中のコロナ患者さんの診療も担当しながら、15床のコロナ病棟を2人の医師で診ている。そのうちの1人が勤務できない緊急事態。重症者が着実に増えていきます。

2月に入り、第5波の2倍から3倍の方が毎日亡くなっています。発熱外来、検査陽性率は6から7割と極めて高い水準、10割の日もある。PCR検査は、キャパオーバー、結果判明に二、三日かかる。抗原検査キットも供給が安定せずとあります。いずれも医療崩壊の危機となってるということが、手に取るように、この投稿で分かります。今まさにコロナ危機が始まって以来、一番深刻になってるというのが現実です。ピークアウトした、大丈夫だという空気を流してる政府の責任、大変重大です。危機的状況が国民にしっかり伝わるようなメッセージをきちっと出して、オミクロン株の特性に応じた、全般的な対応方針を明確にすべきではないかという

ふうに思います。

次に、伺いますが、ワクチン接種の体制について伺います。市の3回目の集団ワクチン接種が始まりました。今回はスマホでスムーズに接種の予約ができたという方も多い一方、コールセンターに数十回電話をかけても通じなかったという声も聞きました。現状どうなのか伺います。

○健康課長（志村明子君） 接種券の発送後、一時的にコールセンターに電話がつながりにくくなるなどの状況が発生していることは把握しております。市民の皆様には、つながらないときには時間をおいて、再度かけていただくことを説明し、御理解・御協力をいただき、コールセンターでの電話予約の受付など、対応はできているものと認識しております。

以上です。

○5番（森田真一君） 前回もね、同様なことがあって、数日で収まったという経過もありましたので、ここはちょっと様子を見ながらも、適切な対応、よろしくお願ひしたいというふうに思います。2回目接種後、新型コロナの3回目の接種ですけれども、2回目接種後、8か月以降という方針を、11月の段階で国が変えました。それを12月まで8か月以降と言ってきた方針を固執して、引き延ばしてきたということがうかがい知れるのではないかという事例もありました。実際にワクチンを打ちに行ったら、ワクチンの瓶に期限が書いてあるんですけども、消費期限でいいんですかね。それが、手書きで直されていたのを見てびっくりして、後でニュースで見たら全国的な状況だったと、こういうようなことも言われています。せめて、安全だということではあるんですけども、せめてそれは打つ前に説明してほしかったなというようなことも、聞き取りの中ではございました。これは報告にとどめておきたいというふうに思います。

次に、都が教職員に対するワクチン接種を、全都で5か所、大規模接種会場をつくって実施するというふうなことが、他の議員の御質問の中で伺いましたが、接種の要不要は、これ本人の希望に応じて判断すべきだと思いますが、市や、また都では、この進捗状況、把握できるのか伺います。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 市におきましては、進捗状況については把握することはできておりません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それから、市内小・中学校でも、コロナ感染のため、学級閉鎖や学年閉鎖、相次いでいます。児童・生徒等、また教職員が感染した場合、濃厚接触者等に検査を実施するというふうにあります、実績を伺います。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 市内小・中学校における抗原定性検査の実施者数については、2月時点におきまして、41回の実施報告を受けております。

以上です。

○5番（森田真一君） 次に、検査と隔離、保護の体制について伺います。

代表質問でも、政府が発熱外来の補助金をなくして、PCRなどの検査の補助を2分の1、3分の1に切り下げたために、医療の拡充に逆行する事態が進行することに触れました。厚生労働省のデータでも、第6波の中、オミクロン株の集団感染の経路は87%が学校と福祉施設と断トツに多い状況です。家庭内で感染をし、職場に染み出していることも注目をされています。

都はこれまで高齢者、障害者の入所施設などに限られていた定期検査を、新たに小学校、幼稚園、保育園、高齢者、障害者の訪問系、通所系の施設にも対象といたしました。私も障害福祉の通所施設の方から、2月の中旬頃でしたけども、都から検査キットが初めて届いて、3月中は週1回届けられる予定だというふうに聞い

ているということで、大変喜ばれていたところです。これらの施設への検査キットの配付状況については、市は把握をされているのでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） 高齢者施設等の検査に関してでありますけれども、御質問のありました検査については、東京都が実施します集中的検査と思われまして、この集中的検査につきましては、対象の拡大もされておりますけれども、その実施主体が東京都ということでございますので、その内容につきましては、東京都が公表する範囲内での把握ということになってございます。また、他の施設におきましても、おおむね今申し上げた同様の状況ではないかというような認識でございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 東京都が新たに実施をしている無料のPCR検査、市内のドラッグストア、2か所でも行われていますが、1か所で1日にできる検査回数が数回と極めて少ないため、検査キットの不足も今、先ほどもありましたように病院での検査キットの不足などもあって、申し込みたいけれども、ここにキットは回ってこないというようなこともありまして、市民からは検査を受けたいというようなお声を聞きます。これ改善の見込みや、その必要性について、市はどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○健康課長（志村明子君） 市では、市公式ホームページにおきましてリンクを貼り、東京都の無料検査について情報提供に努めております。東京都は、無料検査を拡大するとして、事業者の募集を強化すると聞いておりますことから、拡充が図られるものと期待しております。

以上です。

○5番（森田真一君） このオミクロン株の特徴に合った対応ということが、全国知事会の中で求められたところなんですけれども、オミクロン株の特徴、初期には花粉症と区別がつかないような症状に始まって、肺炎などの症状に至る前に、糖尿病などの持病が悪化し、重症者とされる前に死亡に至るといったケースが少なくないと言われてます。近くで検査できる機会があることが、望ましいというふうに思われます。日本のコロナ対策の問題点として、これまでも検査が非常に少ないことが指摘をされてきました。抗原検査などを受けられる機会を大規模に増やしていくことが、必要だと考えております。

また、この東京都の無料PCR検査なんですけれども、ちょっと私、ホームページ等々で見てみたところでは、近隣市のところではまだ受け付けられるというふうに、これネット上の予約なんで、本当にそうなのかと、ちょっと現場に行って確認してないんですけども、というようなこと、受付可能ですよというようなことも出てたので、少し様子を見ていただきながら、具体的な案内もできましたら、できるようにしていただければということで、これは要望にとどめておきます。

私の調べた例では、立川の駅前の民間のPCR検査所などで、ほぼ申込枠があったということなので、そういった、ここでは受けられそうですよとかいうのは、最終的に市の責任ではないのかもしれないけれども、そういうことが、こういうところで調べてみたらどうですかとか、分かるような案内なんかもしていただければ、丁寧な案内していただければありがたいと思います。

次に、東京都が検査、受診の集中を緩和するために、自宅待機期間中の濃厚接触者に症状が現れた場合に、自宅に抗原定性検査キットを配付するということになりましたが、残念ながら2月8日から27日と、短期に事業が終了してしまいました。さきのおり医療機関の逼迫状況が続いてる中、都に延長を働きかけるとともに、市の単独事業として実施することはできないのかということをお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 新型コロナウイルス感染症の診断に係る検査につきましては、都道府県が行うもの

と、国において定められておりますことから、市の事業として検査キットの配付を行うことは難しいものと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） じゃ、そこは制度を改善していくことも、私たちが求めていきたいというふうに思います。

次に、伺いますが、介護、福祉系の従事者の方々の中には、利用者等への感染防止のため、宿泊施設を自ら手配して通勤してるというケースも、これまでありました。宿泊費用の補助などの支援を求める声も聞きます。支援の必要性やその支援策等について伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市におきましては、介護事業者が感染防止を目的に、職員滞在用の宿泊施設を借り上げた場合に財政支援をする、そういった事業というのはございませんけれども、東京都には同様の目的での補助制度がございます。これは高齢者施設等事業継続支援事業という名称の事業でございまして、特養などの施設入所者ですとか、あるいはその施設の職員の家族で基礎疾患を有する者、こういった方々の感染を防止する目的で、事業者が職員の滞在先としてホテルや住居等を借り上げた場合に、その費用を助成するものでございます。補助額としては、1人1室、1日当たり8,000円を上限としております。実施期間は、令和4年1月21日から同年の3月31日までということになっております。

以上であります。

○5番（森田真一君） 高齢者施設など従事者の方が家庭で感染して、オミクロンを持ち込むということがないようにということで、今そういう制度ができたということだと思うんですけども、これとは逆に、その御家庭の方がそういう施設に、御家族の方が施設に勤めて、御家庭に戻ったときに高齢者の方が心配だなというふうに不安に駆られるという場合もあるのかと思うんです。都は高齢者が家庭内で同居家族から感染する不安がある場合、1週間通して近隣の指定の宿泊施設に安価で滞在できる制度をつくっています。これほとんど知られていないようですが、漠然とした不安を抱えている高齢者には、もう少し注目をされてもよいものなのかなというふうに思います。公共施設でのチラシの設置や、市報への掲載などはできないかということでお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 御質問の事業は、東京都の高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業と呼ばれるものだと思います。これは、対象者は、都内で同居家族がいる65歳以上の高齢者、そして介助の方も1名まで利用できるというような条件でございます。連続して6日間、都内のホテル、旅館等に滞在した場合に、1泊につき5,000円を助成するというものでございます。この事業につきましては、東京都が利用者向けのチラシや、あるいは宿泊施設提出用の書式などをホームページで公開しております。市民の皆様への情報提供につきましては、関係課と調整などを含め、今後検討してまいります。

以上であります。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。

次に、②のコロナ禍での市民生活の支援に関する諸施策についてお伺いします。コロナによる保育園や小学校の休園、学級閉鎖などによって、孫の世話をせざるを得なくなり、自宅で感染したという高齢者からのお話を聞きました。保育所は休園になり、働きに出られない医療や介護、福祉のエッセンシャルワーカーの確保のため、厚労省は今回、災害時と同様の特例措置として、代替保育の補助単価を通常の保育と同様の単価まで引き上げる旨、自治体を財政的に支援をするということが報じられています。通常は発生する利用者負担につい

ても、財政支援で負担がないようにするというふうに言います。障害のある子供に限定されている居宅訪問型の一時預かり事業についても、障害の有無にかかわらず利用が可能になるということなのですが、これに対する市の対応をお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 居宅訪問型の一時預かり事業につきましては、当市においては実施しておりません。現在、家庭内感染による陽性や濃厚接触という状況が依然として高止まりしている状況におきましては、他の施設等での代替保育を実施することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） お金つけていただくの、すごく大事なんですけど、実際、人確保するというまた別の難しさが今あるのかというふうに思っております。こういう制度をせっかく国がつくるということなんで、何とか努力をしていただければというふうに思います。

次に、厚労省は新型コロナの影響で、小学校などが休校し、仕事を休まざるを得なくなった保護者に有給休暇を取得させた事業所に、小学校休業等対応助成金というものを設け、事業者の確認を経ずに、保護者本人で申請できるように、これを見直すということを発表しているようです。制度が整った段階で、また市のホームページですとか、また学校で、この利用を、ぜひ紹介していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまでも市におきましては、保育施設や学童保育所を利用する保護者の皆様への通知の中や、市の公式ホームページにおきまして、厚生労働省のこの小学校休業等対応助成金についての周知をしてリンクなども貼っておりますので、今後、厚労省がこのページを変更した場合には、そこでまたリンクで新しい内容を見ることが可能であると考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。

次、伺いますが、新型コロナ禍での市民への支援について現状と課題をお伺いいたします。これまでをはるかにしのぐとされているオミクロン株の感染力、空気感染などによるところが大きいとされています。近隣市では、空気清浄機などの感染防止のための資機材、消耗品の購入などに独自で補助をしているんですけども、当市では検討はされたのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現時点では、個人など一般家庭を対象とした空気清浄機の購入補助等は予定しておりません。

○産業振興課長（小川 泉君） 私のほうからは、同様の御質問に対する事業者向けの感染防止の資機材、消耗品の購入に対する検討について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず近隣市の状況の把握でございますが、武蔵村山市が感染防止の消耗品、備品、関係設備工事に対する新型コロナ対策助成金を、令和3年7月から令和4年2月まで受け付けておりました。この事業では、助成額の上限を10万円とし、400事業所を想定していたものでございますが、実際の申請は想定のおよそ4分の1程度であったというふうに伺っているところでございます。当市におきましては、東京都の助成事業でありますガイドライン等に基づく感染症対策の支援や、これに引き続き、現在も申請を受け付けております中小企業等による感染症対策助成事業の利用による対応を御案内させていただいているところでございます。こちらの助成事業は、1店舗当たりの上限が10万円という助成額でございますが、3分の2の助成率といったところで、こちらはCO₂の濃度測定器とか、空気清浄機なども対象に含まれているといったところでございます。また東大和市商工会では市内の経済関係団体ですね、こちらのほうからも、こうした感染症対策の資機材、消耗品の購入に対

しての補助、こちらについて特段、御要望等はいただけてないといった状況でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 次、伺いますが、燃料費、光熱費など、諸物価の高騰も相まって、家計や営業にも大変大きな影響が現れているのかと思います。暮らしと営業を支える支援策の充実とともに、困窮する市民に対する生活困窮者自立支援機関の相談支援の体制の充実が必要になってると考えられますが、現状としての認識をお伺いします。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活困窮者の相談支援につきましては、そえるが相談者に寄り添いながら対応しており、生活保護との一体的な運用により、切れ目ない支援を行っております。今後につきましても、そえるると生活保護との連携により、生活困窮者の自立の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 権利としての生活保護行政、これが今求められてると思います。ポスターの掲示ですとか、分かりやすいしおりの作成、カウンターへのしおりや申請書の設置、ホームページへの詳細の掲載など、やれることはまだ数多くあるのかというふうに思います。この機会に、ぜひ検討されてみてはいかがでしょうか。いかがでしょうか、伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活保護制度の周知や説明につきましては、市報、ホームページや、生活保護のしおりを活用して行っておりますが、分かりやすい表記などにつきましては、引き続き工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 同時に窓口での相談体制の強化、これも必要になってると思います。扶養照会を不要とする場合ですとか、住宅を保有している場合、自動車を保有している場合、住居がない場合など、条件があれば保護中でも認められるケースがあるということを知らせることも、その中で必要になってるんだと思います。

それから、精神疾患など困難を抱える市民の方からの相談体制では、障害特性を熟知した専門性のあるケースワーカーとペアで相談を行う体制を強化することで、業務全体を円滑に進め、ケースワーカーのモチベーションを維持するという上でも、重要だと今言われてます。これらの改善はできないでしょうか。いかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 扶養照会などの生活保護制度の説明につきましては、生活保護の面接相談員や、ケースワーカーによる丁寧な説明を引き続き行ってまいります。また、精神疾患など、困難を抱える方からの相談につきましては、相談内容を傾聴しながら対応しており、相談内容により、面接相談員だけでは対応できない場合は、査察指導員が同席するなど、複数対応を行っております。引き続き、研修などにより、面接相談員の専門性を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 障害者団体の方なんかには、直接この話、聞いてみたんですけども、やはりこの生活、う

ちでいえば生活福祉課が保護の相談を直接やるわけですが、精神疾患のある方なんかの場合は、その特性、熟知してるような障害福祉の分野の専門性のあるケースワーカーさんが、一緒になってお話、聞いてあげることが必要なんだけど、実際には今、特に多摩地域ではということだと思うんですけども、なかなかそこが人が配置されていない状況があるというふうに伺っております。これ、今日は全体的な話なんで個別の話に入りませんが、そういうことで問題提起をいたしました。

次、伺いますが、とりわけ扶助額が平時にぎりぎりの生活水準で定められている生活保護世帯への影響、今どういうふうに見てるか伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 物価高騰による生活保護世帯への影響につきましては、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金が、生活保護受給者も対象となっておりますことから、この10万円の給付金などにより、対応している状況であると考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 生活保護を受けてる世帯の方から、この冬はやたら、なぜかお金が足りなくて、そんな無駄遣いしてるはずじゃないんだけど、おかしい、おかしいみたいな話を聞きまして、最初は寒いからなのかなとか、ちょっとお金の管理が甘かったのかな、みたいなふうに思ってたんですけども、これは私の場合の話ですけども、2月の電気代、これ見てみましたら、使用料は昨年と全然変わってないのに、電気料金、前年同月比で約1.3倍になってたんですね。いや、高騰の割合が非常に大きいんで、電気代だけでしたらね、これはこれでということあるんですけども、実際にこの間に見てみますと、報道なんか見てみますと、コロナによる生産流通の混乱に加えて、米中対立やウクライナ危機、急激な円安など、様々な事情が重なって、今年あらゆるものが値上げラッシュになるとも報じられていました。暮らしへの影響、大変なことになると懸念もいたします。国は級地見直し、我が市は1級地1級というくくりで、生活保護の基準額、計算するわけですけども、この級地と見直しの計画なども、国は今、示しており、専門家などからは扶助基準のさらなる引下げになるところも現れるのではないかと懸念がされていると言います。ぜひ引き続き、情報提供もいただきながら、こちらにも注視してまいりたいというふうに思います。

次、伺いますが、このコロナのところでは、最後に2点、国政・都政の姿勢について見解をお伺いしたいというふうに思います。

2月3日の都のモニタリング会議でも、専門家も、これまでに経験したことのない危機的な状況が続いてるとしてあります。こういう中で、小池知事が都立病院条例の廃止案を出しました。都立病院は、コロナ対策の一番のよりどころとして、今頑張ってる場所です。それを、このオミクロンの感染が拡大してる真っ盛りの状況の中で、廃止する条例を出してくるといのは、全く異常なことなんじゃないかと私は思います。12月に厚生労働省が発表した資料によると、コロナ病床を確保した全国2,287病院中で、病床確保数で上位1位から11位を占めたのは、いずれも都立病院、公社病院だったそうです。北多摩北部センターも130床、この間、用意しました。加えて急性期病床を中心に、約20万床を削減するという、政府の地域医療構想は、消費税を財源にして、ベッドを削減するというやり方であります。これやめるべきだと私は思います。先ほど医療崩壊の実態、申しましたけれども、国・都とも、コロナ禍での病床削減、やめるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） 都立病院に関することにつきましては、地域医療構想などに基づきまして、東京都において適切に対応されていることとして認識をしております。

以上です。

○5番（森田真一君） 国や都は、これは適正化という言い方してるんですけども、私はコロナ禍で適正化するんだったら、むしろ守って増やすほうが本来なんではないかというふうに思います。これはここまで、触れておきます。

次、この国のほうなんですけども、国の防疫施策の外にある在日米軍基地からの感染拡大の影響が各地で明らかになりました、横田基地に近い多摩地域でも、こういった心配、拭えません。米軍は日本に入るときには検査は要らないが、出国時には検査するという運用をしているということも、この間、報じられており、極めて差別的なものではないかというふうに思います。日米地位協定の改定も踏まえ、運用の改善が至急に必要だと思いますが、市の見解を伺います。

○福祉部長（川口荘一君） 国の防疫施策、またそれに関連することにつきましては、国において適切に対応されるものとして認識しております。

以上です。

○5番（森田真一君） このオミクロン株の、水際対策の突破口になったのが、言ってみれば、この米軍基地からの感染拡大ということなんで、これも本当に日本の国を守るって意味でいうとね、イの一番にちゃんと見直す、少なくとも、こういう今申し上げたような差別的な対応は取るべきではないというふうに思います。ぜひ地方自治体からも、そういった声を上げていただきたいというふうに思います。

この新型コロナウイルス感染症対策という項目では、これで終わらせていただきます。

続きまして、2番目のジェンダー平等についてのところで伺います。

ジェンダー平等の推進の課題、これまでも多くの議員から、様々な角度で質問をされてきました。我が党、上林議員も、女性、性的マイノリティーの方々の人権という点からも、これまで伺っております。ここでは市が男女共同参画推進計画に沿って、市の男女平等推進計画に沿って伺うため、便宜上、男女間の平等という角度から伺いますので、御了承いただきたいというふうに思います。

コロナ禍が長期化する中で、多くの非正規労働者の雇用が奪われ、とりわけ平時から経済的にも弱い立場にある女性に、そのしわ寄せが現れてると感じております。私のもとにも、直接・間接にそういった方からの御相談が寄せられ、中には交際相手に経済的に搾取されたり、住居を失い、ネットカフェ難民になったり、不本意に性風俗産業に追いやられたりするといった悲惨なケースも見られました。これまでも、こういった事案には、市の担当者にも個別に相談をし、しかるべき対応を取っていただきました。恐らく今後も、こういった相談、多くなってくると思われれます。一層の相談体制の充実を期待します。

以下、お伺いします。

まず、緊急を要する相談の受付と保護の体制について伺います。

初めに、緊急一時保護の体制についてお伺いします。DV被害者の安全の確保、保護にとってなくてはならないものであり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律でも、配偶者暴力相談支援センターの設置と、被害者等の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う努力を義務づけています。現在の被害者対応と、今後の見通しについてお伺いします。

○地域振興課長（石川正憲君） 現在の被害者の対応につきましては、市にお問合せがあった場合、まず第一義的には、私ども地域振興課のほうにつないでいただき、迅速に関係機関へつなぐことで対応しております。被害者に対して適切な支援を行えるよう、東京ウィメンズプラザなど、公的な相談支援センターや、警察等の

関係機関と連携を図り、対応をしているところでございます。今後につきましては、現在連携している公的相談センターや、警察等の関係機関と引き続き連携を図るほか、被害者への支援体制の充実に向け、ほかの支援機関や民間団体との連携についても、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 令和2年度より、連携先の緊急一時保護施設がなくなったため、運営補助金の執行が停止をされています。昨年の予算特別委員会で、他の議員からそのことを問われ、市は、「これまで補助対象となっていた民間支援団体が後継者不足により活動の継続が難しくなったことから、令和2年3月に活動を終了したところでございます。」と答えられています。「国の第5次男女共同参画基本計画においても、行政と民間支援団体が円滑な連携を行える仕組みづくりが必要であるとしており、緊急一時保護施設への補助事業は必要な取組と認識しております。そのため、現在多摩地域における民間支援団体の状況について情報収集をしており、今後支援をすることにより連携が可能な民間支援団体があった場合においては、支援を行う方向で検討してまいりたいと考えております。」と。

「令和3年度のDV被害者に対する取組としましては、民間支援団体の活動により支援が必要な方の対応につきましては、東京都の支援機関であります東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター多摩支所などと引き続き連携を図り対応することで、その支援を補完できるものと考えております。」このように御答弁いただいているので、変わってないんだと思うんですけども、今後、令和4年度以降、どういうふうに展開しようということを考えているのか伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 令和4年度以降のDV被害に対する取組につきましても、引き続き支援の必要な方が困ることのないよう、東京都の支援機関等と連携を図り、対応してまいります。また緊急一時保護施設への補助事業については、必要な取組であるとの認識は変わっておりません。そのため多摩地域における民間支援団体について、継続して情報収集をしておりますが、現在のところ、支援をすることにより、連携が可能な民間支援団体についての情報はございません。そういった状況から、支援が必要な方の対応につきましては、現在の支援機関との連携による対応の中で、対応に困るといようななどの声もいただいていることから、現在の支援方法で、その支援の補完ができていないものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 何しろ、この民間が担って、もう本当に非営利で、かつかつで、何とか回してたものはもう言ってみれば力尽きてということで、今なくなってるということですから、要望待ちというのはなかなか難しいのかなというふうに思うんですね。第二次東大和市男女共同参画推進計画の改訂版、31年度年次報告書についての答申というのをいただきましたけども、この中で「配偶者暴力相談支援センター」機能整備については、市としてのDV被害者保護の体制は整備されているようですが、近隣市と合同で事業を立ち上げることも含め、当該センターの機能の更なる整備を検討してください。」というふうにあります。

一方で、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）、この31年度年次報告書の推進状況調査結果というのがありますが、ここでは「DV被害者が専門的な相談機関につながるよう、相談窓口等の情報提供を行う。」とあるだけで、緊急一時保護施設については一切触れておりません。必要性も、緊急性もあるということは、先ほどの御答弁で分かりました。であるならば、これは市長会等で、緊急に提起をして、多摩地域でも公設の緊急一時保護施設、整備を図るべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 現在、市といたしましては、繰り返しの答弁になってしまいますが、支援の必

要な方が困ることのないよう、東京都の支援機関と連携を図り対応しているところでございます。緊急一時保護施設の整備につきましては、引き続き、東京都やほかの自治体と意見交換や情報共有を図りながら、調査・研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 内閣府の男女共同参画局の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、令和3年度という資料がありました。これ見ますと、男女共同参画センター等の施設を持つ自治体と、そうでない自治体というのが書かれています。当市ではないわけでありますけども、施設の有無によって、どのような効果が生まれるというふうに考えられるのかお伺いします。

○地域振興課長（石川正憲君） 施設における効果であります。施設というハード面が整備されることで、機能等の集約、また男女共同参画に関わる施策の拠点として、市民の方に分かりやすいといった効果があると考えております。

一方で、当市におきましては、施設の整備はされておきませんが、拠点の持つ機能など、ソフト面の充実を図ることに様々な取り組んでいるところでございます。取組といたしましては、国や東京都の施策に合わせ、男女共同参画に関わる様々なパネル展の実施や、男女共同参画に対する啓発に努めております。また、令和3年度から、女性が離婚や子供の養育、DVといった様々な場面で直面する問題を解消し、男女共同参画社会の実現を推し進めるために、女性のための法律相談を開始し、多くの方に御利用いただいております。このようにして男女共同参画に関する周知啓発の拡充や、相談機能の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私も箱物があればいいというふうには思いませんけども、この資料にある男女共同参画・女性のための総合的な施設設置をしている自治体というのを見ても、地方の多くは、県庁所在地や、それに準ずる比較的大きい市だけに設置をされているにとどまっていますが、都内では23区にはほぼあるということで、多摩地域ではばらつきがあります。これは何によるものなのでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 多摩地域での男女共同参画に関する施設の設置の傾向におきましては、市といたしましては把握をしておりません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私はやっぱり、これ素直に見ればね、都市部にはこういう住民の需要があって、それに対応して先ほどおっしゃったように、機能も統合しながらサポート、展開してるという、そういう基盤になってる施設なんだろうと思います。率直に言えば、財政的なこともあるでしょうし、後で触れますけど、公共施設の床面積2割削減という、そういうテーマも、今、実際持ってますから、そういうのとの関係で、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、都会と田舎みたいな感じになって、何か田舎、遅れてるみたいな。これはイデオロムで言ってますので、別に他意はありませんので、聞き流していただいて結構ですけども、そういうようなことがあるんじゃないかなというふうに思います。私は少なくとも機能としては必要だし、場合によってはこれに該当するような、その施設が必要なんではないかなという、ハードの整備も必要なんではないかなというふうに思います。

次、伺いますが、DV被害の女性や子供を支援する全国でシェルター活動を行う団体のネットワークである、NPO法人全国女性シェルターネットでは、173人の被害当事者と支援者から意見を募って、「日本のDV対策の現状 ここがおかしい。」2020年9月というレポートを発表して、現状の日本のDV対策の問題点について

て説明をしています。この中で「男女共同参画系の相談業務と、面談・同行・一時保護などの支援とが繋がっていない。男女共同参画系（福祉ではなく人権）での相談は、話を聴くこと——それは、とても大事なことだが、そのことに終始し、弁護士相談、調停、病院、庁内窓口や他部署すらも同行できる仕組みができていないところが多い。また、婦人相談員との連携（顔の見える関係、仕事の区別化など）もできていない場合がほとんど。」としています。窓口のワンストップ化と、機能の充実が必要だとしています。私、相談を受けた事例でも同様の声がありました。このような当事者、支援者の声に応える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 市におきましては、被害者の負担をできるだけ軽減できるよう、相談等の趣旨を伺い、迅速かつ適切な支援につながるよう、関係機関と連携調整を図り、必要に応じて面談や同行等の対応も行っているところでございます。引き続き、当事者や支援者の声をしっかりと聞きながら、相談や支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 次に、雇用における男女間の格差解消の課題についてお伺いします。第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）、平成31年度年次報告書について（答申）では、「女性管理職の登用促進においては、女性職員への意識啓発及び管理職登用の障害となっている要因の解消に向けた検討を行い、女性の積極的登用の促進に努めてください。」とあります。指導的な地位に占める女性の割合は、ジェンダーギャップ指数の重要な要素ですが、これまで市の女性部長職の方は、この間、何人いらっしゃったのでしょうか。また、女性職員の管理職登用の障害となっている要因はどこにあると考えているのか伺います。

○**職員課長（岩本尚史君）** それでは、直近の市の女性管理職でございますが、令和2年度は部長職が3名、課長職が2名、令和3年度につきましては部長職が2名、課長職が4名となっております。

また、要因ということでございますが、第三次東大和市男女共同参画推進計画、こちらの中でも、働く場における男女共同参画の推進という項目で、アンケート調査、課題等で触れられておりますが、家事、子育て、介護等、男女共同で分担していくという理想を持ちながら、一方で、各家庭で個別の事情等もあり、実態としてはまだ女性への負担が大きいということが挙げられます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 昨年の12月議会の質疑の中で、全職員の5割以上を占めている会計年度任用職員のうちの9割近くを女性が占めてるということが分かりました。その多くが、最低賃金すれすれの時給の方々です。市職員の男女間の賃金格差の是正の観点から、この状況をどのように見てるのかお伺いします。

一つ、個別にお伺いしたいのは、一般行政職に就く大卒2年目、つまり新人の正規職員さんの年間の給与と、それから一般事務に就く会計年度任用職員の年間の報酬と、どれぐらい差があるのかということもできたら知りたいんですけども、お伺いします。

○**職員課長（岩本尚史君）** 市の正規職員及び会計年度任用職員についてですが、こちらは職層、職種ごとの資格、経験等の差に応じた給与報酬体系となっていると認識しております。特に会計年度任用職員につきましては、職種ごとの資格に加えまして、勤務時間数も異なりますので、個人によって収入の差が生じてると認識しております。

一般行政職、大卒2年目の正規職員の給与でございますが、約352万円、一般事務の会計年度任用職員、こちらは週30時間、平日のみの勤務ということで試算すると年間で約183万円となっておりますが、こちらは正

規職員と会計年度任用職員、当然、職務内容、職責、勤務時間、給与体系等も異なりますので、差が生じていると認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 大卒っても、新人、今、正規職員の方で新人さんというのは、大体どれぐらいの給与水準なのかということもお伺いしながら、同様の学歴を持つような会計年度任用職員さんと、どれぐらいお給料の差がつくのかなってことを知りたくて伺ったんですが、大体倍違うわけですね、今の話だと。もちろん労働時間、違うわけですから、当然その分はあるわけですが、一般的に定時で言いましたら、正職員の方は週40時間、それから会計年度任用職員の方は週30時間と、こういう計算になるでしょうから、4対3の仕事量で、何で給料倍ぐらい差がつくのかなというところが、よく分からないところなんですけど、これは決まっているから、そういうもんだということなんです。

○職員課長（岩本尚史君） 今、繰り返しの答弁になりますが、いろいろと条件等も異なりますので、このような結果になってると、そのように認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 国会でもこの問題が取り上げられて、これは民間の話ですけども、民間で同じところからスタートした男女で、はなから差がついて、それがさらに年々、男女の賃金差が広がってくると。当然連動して、この職層、階層も変わってくる。女性のほうが昇進しにくいみたいなことも起こってくるんですけど、それを除いても、なお男女間で制度的に格差が残されてる。民間の場合は、総合職と一般職なんて言い方しますが、女性の場合どっちにコースを進むのということが大きな問題になるわけですけど、公務員の場合は基本的には正職員間ではね、当然男女差というのはないんですけども、実態としてこの会計年度職員が、この総合職と一般職のようなコース分けになっている。そこに、会計年度職員さんは9割が女性だと。こういう関係になって、しかも賃金は、まだそんなに経験がない方でも倍違うし、経験を何年も積んでも、どんどんどんどん差が開いていくと、こういうことになるのかというふうに思います。

ここは市にね、これだけ言っても、日本全体の公務労働の制度どうするかって話ですから、ここで直ちに直すみたいな話はいきなりしないですけども、考え方として、やっぱりこれ見直されるべきなんじゃないかなというふうに思っております。

それから、市の行革大綱ですね。今後、正職員数を減らしていく計画が書かれておりますが、これまでのように正職員を減らして会計年度任用職員が増える人事政策が続けば、今後ますます市職員の男女間の賃金格差が広がっていくことになるんじゃないでしょうか。また、この間の民間業務委託した窓口業務に従事する方々も、見てる限りは女性が多く見受けられるように思うんですが、同様の待遇にあるのではないのでしょうか。市の人事政策が会計年度任用職員や、外部委託の職員に依存していることは、結果として公務労働における男女間の賃金や、地位の格差を拡大する問題に現れているのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 行政改革大綱におきましては、正職員に関しまして定員管理の目標の値を定めて、定員適正化にこれまでも取り組んでおります。窓口の委託につきましては、その運営会社、事業主体として経営の判断をされて、適切にされていると考えておりますし、市に関しまして申し上げれば、正規職員の採用のとき、あるいは会計年度任用職員の募集の際も、資格等の要件はありますが、男性・女性というような区分なくお申し込みいただいて、その中で選ばれ、採用という形になっておりますので、そこに今、男女の差というのは基本的には生じていないと考えております。引き続き正職員の数の適正化に取り組んでいくとともに、会

計年度任用職員につきましても、業務の内容や、あるいは性質に応じて配置の適正化は図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私は、この男女、この経済的な格差が続く限り、日本経済がどんどんゆがんでいくんじゃないかということを懸念します。この間、市も本当に心配されてる少子高齢化、特に少子化の問題では子育てに力をいただいているということあるわけですけども、ここの経済的な課題が克服されないと、どんどん少子化が進んで、どんどん自治体がシュリンクしていくんだらうと。このように思っ、こういう問題提起をいたしました。それだけにとどまらず、そもそも女性の人権ということもあるわけですけども、少なくとも、この経済・財政の面で見ても、こういった問題が早く解決されるべき課題だと思っております。

この項につきましては、私これで終わらせていただきます。

よろしいですか。

続きまして、市財政について伺います。

令和4年度予算の個別項目の質疑は、予算特別委員会でも行わせていただきますが、ここでは主に今後の市財政の方向性についてお伺いしたいというふうに思います。

昨年12月に行われた99の事務事業の廃止・縮小についての説明会の配付資料には、持続可能な市政運営を行うに当たり、今後の見通しとして、少子高齢化が進むことにより、社会保障関係費が増える。一方で、生産年齢人口は減る。また、公共施設の老朽化による維持、更新費用が増大すると、市財政の言ってみれば三重苦を挙げているわけであります。

ここで伺いますが、市財政を歳入歳出、資産・負債として、複式簿記で表現をすることにより、正確に市財政を把握するものとして、数年前から統一的な基準による財務諸表という資料が市のホームページにも掲載され、議員にも配られております。これはどのような基準に基づいて作られているのでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 公会計におけます基準についてでございますが、こちらは統一的な基準というもので使われております。それまでの基準モデル、総務省方式改訂モデル、東京都方式など、様々な方法で作成をされてきました財務書類を統一するものでございます。こちらは平成26年度に総務省のほうから示された基準でございます。固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提としました財務書類の作成に関する統一的な基準でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今、ホームページに、一番最新のものとして上がってるのは31年度のものなんですが、この概要版には有形固定資産減価償却率70.4%という数字が大きく書かれているんですが、この意味を教えてください。

○財政課長（鈴木俊也君） この70.4%という数値でございますが、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す数値でございます。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握するための数値でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 平たく言うと、ここでは主に建物が長期なんでね、ボリュームで言うと大きいんで、はしょりますけども、建物いろいろあるけれども、あとどれぐらい使えるのかなって、目安になってるわけですよ。ここで今、耐用年数という言葉、使われたんですが、これ法定耐用年数ということよろしいでしょう

か。小・中学校の校舎のような、鉄筋コンクリート造などの建物の法定耐用年数は何年となっていますか。

○財政課長（鈴木俊也君） 統一的な基準におけます耐用年数、こちらについては法定耐用年数でございます。
小・中学校の校舎についてであります、主に鉄筋コンクリートの造りということでございまして、法定耐用年数は47年となっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今年1月に発表された東大和市学校施設長寿命化計画（案）（個別施設計画）を見ると、築50年近い、もしくはそれ以上ですよ。築50年近い建物が多いので、長寿命化であと20年もたせて、その後、建て替えて80年以上使用する、こういう計画を持ってるんだという記述があります。この使用可能とされる80年の建て替えの後の話、ちょっと言っちゃってますけど、この使用可能期限とされる80年に、過去の住民、今、初めて使い出した過去の住民、それから今いる住民、それからこれから住む住民の方が、その学校施設を使用することになり、その80年間で区切って、毎年どれだけ償却できるのかというのを決めてるわけですよ。

これが本来の使用可能な期間に、合っているのかどうかということが問題になるわけです。お金の勘定で言うと、50年間の間に市民に、この負担を割りつけなきゃいけないと。でも実際は80年使えるんだということになりますと、あとの30年は一体どうなるんだということになるわけですね。市のこの改修等の基本的な計画を見ても、やっぱりこのところで今申し上げたとおり、80年は使うんだというふうに書いてあるわけですから、やっぱり80年に割りつけると、こういう減価償却の耐用年数の見直しが必要なんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 減価償却についてでございますが、あくまでも80年の目標使用期間につきましては、主に躯体にかかる部分を最大限使用する場合の目標年数ということでございます。学校施設長寿命化計画（案）におきましても、躯体の部分を80年間使用することが可能であることを担保しているというものではございません。こちら長寿命化を計画している学校においても、基本設計時における躯体の詳細調査を行うこととしていところでございます。また、照明や、給排水設備や、内装などの耐用年数については、短いものとなっているところでございます。1例としまして、令和3年度一般会計補正予算（第7号）におけます、第一中学校トイレの配管工事費でございますが、このような老朽化対策を先延ばしすることはできない状況であると考えていところでございます。一定の基準に基づいて試算するよう、国からマニュアルが示されておりますことから、公会計にかかります財務書類につきましては、原則どおり法定耐用年数におけます作成を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今御説明がありました、この総務省が示してる、統一的な基準による地方公会計マニュアル、これ総務省のサイトにも出てましたので見てみました。そうしますと、耐用年数省令に準じた耐用年数を設定することとしますが、その取扱いに合理性・客観性があるもので、別途規定するものについては、耐用年数省令よりも長い期間、耐用年数を設定することもできるとしています。これから長寿命化される小・中学校の建物の耐用年数は、50年でなく80年、ここで言えばですね、80年として計算されるべきではないでしょうか。耐用年数はこれまでどおり50年間ほどとされるままなのか、80年間で計算し直されるのか、今後の市政を考える上でも、大変重要な問題になるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 老朽化の対応でございますが、先ほども申し上げましたとおり、躯体の部分以外の部分では、かなり耐用年数短いものとなっておりますので、都度、補正予算、また日々の相談等で、予算の

相談等は日々ございます。老朽化の波がこちらに押し寄せているような、そのような状況でなっておりますので、公会計における耐用年数の考え方等につきましては、国から示されている基準等で作成のほうを進めていくと、こちらのほうについては今後も進めていく内容は、現在のところ変更はございません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 施設の更新費用を負担することになる住民の立場からすれば、実際の使用可能期間に即して長い耐用年数を採用することで、長期にわたってキャッシュフローは改善されることにつながるものと思われれます。市民に様々な税外負担を背負わせたり、際限のない住民サービスをカットせずに、限られた市財政をより多く、住民サービスに振り向けることが可能になります。そういった点から、見直しの必要性があるのではないかというふうに思います。この点ではいかがでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 耐用年数についてでございますが、繰り返しになりますが、法定の耐用年数を原則的に用いるよう国からは示されているものでございます。またそれに代わる合理性、また客観性がある数値というものが、現在、特に手元にはございませんし、示されているものでもございません。ですので、法定耐用年数のほうを使つての作成を、今後も検討していきたいと考えております。

また、いずれにしても、昭和40年代から50年代にかけて、多数の公共施設の整備を行つてますことから、同じ時期に耐用年数を超える時期が到来いたします。今後の生産年齢人口の減少によりまして、市税の減少等が推測されておりますので、これら老朽化対策について先延ばしをして、いざ耐用年数を超えるタイミングになったところで、備えもなく、打つ手もないという状況をつくり出すことは、持続可能な行財政運営とは言えません。何年で償却させるかという問題であつて、老朽化に対する費用の総額が低減するわけでもございませんですし、場合によっては、むしろ耐用年数を延ばせば大規模修繕が加算され、費用の総額は増えてしまうということも懸念されているところでございます。そのような部分を考慮しましても、やはり繰り返しになりますが、公会計における財務書類の作成に当たっては、原則どおり法定の耐用年数をもとに作成を努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） これまでも、この税制の世界では、税金の計算の道具として決められた耐用年数を短くすることで、税務署への納税額を圧縮できるため、財界を中心にこれを短くするように政府に働きかけてきて、実際に繰り返し短期化されました。この鉄筋コンクリートのような、耐久性の長い建物なんだろうと、それこそ明治まで遡るような話だということですが、100年あつたものが、今50年ぐらいになつてると、こういうこともあるんですね。

一方で、税務署への納税と関係のない市役所は、定められた耐用年数に従つて、均等に住民が公平な負担をするように、市債を発行して、その後に返済をしています。つまり耐用年数を、市債の返済額の計算を道具に使用すると、前述したような、営利企業と私たち住民との間で、耐用年数が長くなるか、短くなるかで利害が相反してきます。そのため国はいろいろ理由もつけて制約をし、見直しはそう容易ではないということは私も分かります。前の平成二十何年でしたっけ、見直しのときにも、それなりに研究会とかで考慮したんだと。そういう説明も見ましたので、今これを使つてることそのものは、私は別にけしからんとか、そういうことを思つてるわけではないので、これから先つて話で捉えていただきたいんですけど。

先ほど市長もね、ちょっと御発言いただいて、壊れてないものは直してないんだと、こういうことをおっしゃつて、私ももちろんそれは理解しています。例えばこの学校改修計画の関係なんかで言うと、最初の20年は

とにかく都合80年ぐらいまで使えるように、今50年、使ってますよね。都合80年ぐらいまで使えるように、いろいろ古い建物だけど工夫をして、何とか80年もたして、その次の10年の段階で建て替えをします。こういう計画が書かれていますので、次の建て替えのところの話は、主に中心になるというふうに理解していただきたいというふうにお願いします。

じゃ、この問題を、実際に企業経営をしてる人たちというのは、どういうふうに捉えてるんだろうというふうに思って、いろいろ調べてみました。そうしましたら、こんなことが分かりました。これ経営の利益を増やす立場から、本来、税金の計算のためだけにある法定耐用年数と、実際の経営上の資産の把握の必要性から、実際の使用可能年数に即して、正しい耐用年数、償却期間を決めるべきだという主張をされている方の話を見ました。少し長くなりますけど、紹介します。

経営の神様と言われてる京セラの稲盛和夫名誉会長、大変有名な方ですけども、次のように例を挙げてます。「会計・経理は、企業経営の中枢におくべきですが、「従来、会計的にはこうする」という常識を鵜呑みにしてはいけません。何が正しいのかという原理原則に基づいて、理解していくことが非常に大事です。たとえ政府が決めたことであっても、何が正しいのかという本質に照らして、納得のいくように理解していくのです。会計の分野における原理原則に則った判断について、固定資産の減価償却に用いられる、耐用年数の例で考えてみたいと思います。

減価償却とは、固定資産である機械が正常に動く耐用年数を定め、この期間にわたって費用を計上するというものです。経理の常識では、政府が定める「法定耐用年数」に従って償却します。ところが、法定耐用年数に従うと、セラミックスを製造する機械設備は、実際には5、6年しかもたないのに、12年かけて償却することになってしまいます。法定耐用年数は、公平な課税を重視する税法において定められたものですが、機械が正常に機能する期間で費用計上するという原則を歪めてしまうときがあるのです。

私は、法定耐用年数に従わず、税金を余計に払うことになる有税償却という方法をとってでも、実際に機械が動く期間内で償却するという原則に従うことにしました。経営をする上では、原理原則に則って物事の本質を求めなければなりません。私はそのことを「本質追究の原則」と呼んでいます。私の思想の背景には、ものごとの本質を徹底的に追究する性質があります。技術畑、研究畑において、人より少しはましな仕事ができただ理由はそこにあるだろうと思っています。会計を学ぶ際にも、研究開発を行うときと同じように、「なぜそうなるんだ」と疑問をもつようにしました。」このようにお話しされてるものを見ました。

営利企業の内部においてさえ、納税額を決めることと、実際の経営状況のマネジメントをすることというのは全く別物なんだという考えで、実際に使い分けるといことが合理的な場合があるということです。

伺いますが、市は今、具体的に小・中学校の統廃合や狭山保育園の段階的廃止、高齢者慶祝事業の廃止、公民館や児童館で多数の個別事業の廃止、やまとあけぼの学園の廃園などを市民に示しています。令和4年度から始まる東大和市第6次行政改革大綱の、私は直近で、これいただきましたので、その前の骨子を見てみですけども、骨子（考え方・方向性）の中では、市民生活や社会状況が変化中、新たな行政課題に財源を充ちつつ、将来に負担を残さない安定した行財政運営、より一層の経営的視点による行政改革の推進に努めるというふうにあります。民間と市役所、立場は違います。立場は違うけれども、経営的視点ということであれば、市民サービスの廃止・縮小、一辺倒ではなくて、これぐらい、この稲盛さんぐらいの柔軟な発想こそ、必要とされているのではないのでしょうか。これ考え方の問題ですが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 当市におきましても、この学校の再編・更新の関係では、七小と九小は建て替

えるということになっておりまして、必ずしも全てが80年前提というような現状になっているわけではございません。また今回の国のこの考えは、公会計に当たりまして、各団体がもうばらばらの制度であったものを統一しようと。統一すれば、例えば自治体間の比較もできるだろうと、いろんなメリットがあるだろうということで、統一しようとわざわざしたものでございまして、そこに乗ってる当市が、そこから外れる理由は特段ございせんので、従前のおり考えていきたいと思っております。

以上です。

○5番（森田真一君） もちろんこの間の国が地方自治体の財政規律を重んじて点検してるということは、当然、私たちがずっと教えてもらってますから、これはもちろん理解してますけど、ここの市がどういうふうにお金が回ってんだということが最も重要なことであって、別に比較対照可能であることは、それはそれで別に計算してもらってもいいですけども、本筋じゃないんじゃないかというふうに思いますので、これ私の意見ですけど、言っときます。

初めに触れた市の財政危機論の中心は、将来の公共施設の維持、更新費用が莫大なものになるということで、縮小・均衡させることが、唯一の財政的な最適解だというものになっているかと思えます。市がどうしても、この行革方針に固執せざるを得ない背景には、地方自治体に対する公共施設の床面積2割削減することを求める国の方針と、財政的な誘導策もあるかと思えます。そのために、学校施設長寿命化計画（案）でも、学校施設は周辺の建築系の公共施設との統合（複合化・集約化）することを目指し、4つの区域について、大規模の建築系の公共施設として中核となる施設に位置づけられています。統合（複合化・集約化）の対象とする公共施設は、学校の建て替え、長寿命化に合わせて検討することを目指していますとあります。令和4年度地方財政対策では、ここら辺はどのように措置をされているでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 令和4年度の地方財政計画によりますと、公共施設等の適正管理の推進としまして、公共施設等適正管理推進事業債の期間が一部を除きまして、令和4年度から令和8年度まで、5年間延長されるというところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この中に、公共施設等適正管理推進事業債というものがありまして、延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業の場合は、公共施設等適正管理推進事業債の充当率は90%、償還金の50%が基準財政需要額に算入され、交付団体である限り、結果として地方交付税が増額されることになると、このようにありました。つまり、建設費用はいろいろ、こうではないか、こうじゃないかって見せてくれるんだけど、実際にそういったものも除いた市民の負担がどうなってくるのかということは、この間もずっと示されていないわけでありまして。冒頭に、市長からは特定財源が見込めないんだというお話、御答弁の中にもありましたけども、既にこういうふうを示されてるわけですよね。これくらいは出してもいいんじゃないかというふうに思うわけでありまして。

昨年3月に発表した、公共施設再編計画についても伺います。この中で、再編のために市を東西南北、中央の五つの区域に分けて複合化・集約化を進めるとしています。中央区域においては、市役所にその周辺の主な施設として、中央図書館、中央公民館、保健センター、子ども家庭支援センター、休日急患診療所は併記されています。そして、防災拠点となる市役所庁舎の建て替えを検討します。市の中心部に位置する市役所庁舎敷地を活用して、市民が利用する周辺施設との統合（複合化・集約化）を検討しますとあります。昭和49年に建てられた中央公民館は、老朽化した内装、設備を整備して使いよくする必要は、これは本当にあると思えます。

実際に空調等々、いろいろ手を入れていただいたというふうに認識しておりますけども、この中央公民館でいえば耐震補強工事は27年度に2億円かけて実施したばかりでありますし、築40年の本庁舎、現業棟とともに耐震補強工事を行い、平成28年度には3億6,500万円もかけて実施をしたばかりです。

学校は長寿命化で80年使えると言っているんですから、これに倣えば、本庁舎もあと40年ほどは使用できるということになるのかというふうに思います。なぜ複合化して建て替える必要があるのか、それは一体いつ頃の話なのかということをお伺いします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 複合化して建て替える必要性であります、3点、挙げさせていただきます。

1点目は、既存の保有している土地の有効利用の方策であります。2点目は、機能の異なる施設を複合化、多機能化することによりまして、様々な施設間の相乗効果を生み出すことが期待できることであります。3点目といたしましては、複合化・多機能化によって、ランニングコストの削減を図ることができることであります。

次に、建て替えの時期であります、公共施設再編計画におきましては、令和17年度から令和23年度の間で、建て替え等の検討を行うこととしております。

以上であります。

○5番（森田真一君） 市の公共施設再編計画では、国から交付される財源が全く算入されておらず、30年間にわたって学校だけで毎年10億円以上の財源が必要だと。公共施設全体では16億円が必要だが、9億円の財源不足が生じるという説明になっています。

これ考え方、ちょっと整理するために教えてほしいんですけども、先ほど鉄筋コンクリート建ては47年というふうに、耐用年数なつてんだというふうにありましたけど、ちょっと簡単にして50年ということで、民間の施設に対してちょっと簡単に計算したいんですけども、例えば5億円で小学校の建て替えをやりましたと。そうすると、先ほどのこの読んだ公共施設等適正管理推進事業債の今の基準でいうと、充当率は90%、だからつまり頭金、1割、持っててねって話ですよ。それから、残りの返済、50年でやるわけですけども、この4億5,000万円の返済は50年かけてやって、かつ、交付税措置率50%って書いてあるから、これ半分になりますよって話ですよ。後々、地方交付税で入ってくるということになるわけですけども。となると、1年間で、この返済に必要な費用というのは大体900万円とか、1,000万円とか、それぐらいになるはずですよ。

これで先ほど言ったような、これ私の提案でしたけども、80年で返済するということになる、もっと伸びていくというふうになるわけですが、これは置いとしまして、この5億円、必要なんだということ、それから年にしたら1,000万円ぐらいの返済の必要があるよというのは、物すごい開きがある話だと思うんです。ここら辺が、市民に分かるように説明してもらわないといけないというふうに、私は思うんですよ。そこがボタンのかけ違えというか、市政がどういうふうに、いろんなことを計画してるのかって、正しく伝わってこない。資料を請求しても、なかなか分からないというような現状があるのではないかとこのように思います。

次、行きますが、もちろん今申し上げたのは、これはこの推進事業債が、今後も似たようなものが長期に続いて、建築費の費用自体も長期に変わらないとか、利子も考えないとか、いろいろ条件ははしょって言うてるわけですが、考え方の問題として、今あるような、言ったようなことを、ちゃんとお示ししたいというふうに思います。

国の財源措置を全く無視した、あまりにも極端で、言葉はちょっと過ぎるかもしれませんが、恫喝的でないような、試算が独り歩きをすれば、結果として住民の要求を抑え込むことというふうになりませんか、どうですか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの公共施設等総合管理計画での数値等のお示し方法がありますが、平成28年度に策定したものであります。当市では、総務省からの公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針によりまして策定を行いました。その中で、公共施設等の将来の見通しについては、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み、またその経費に充当可能な財源の見込み等を記載することが求められました。国の財源措置につきましては、先ほど財政課長から申し上げましたように、例えば公共施設等適正管理推進事業債の期間が、令和8年度までとされているなどの変更などがあるように、中・長期の将来にわたる推計については困難でありますことから、建築系の公共施設に対しましては、市が1年間当たりどれだけの経費を充当できたのかという観点から、普通建設事業費の実績額によりまして、将来の見通しとして活用したものであります。

以上であります。

○5番（森田真一君） これ言ってみれば刹那的な、政策的につくられた事業債だから、いつまで続くか分からないって話なんだと思うんですけども、ここ10年ぐらい、どれぐらい建設事業にお金かかって、そのうち市でどれぐらい負担したのかなというのを、市のホームページから財政資料集ってありますけど、あれで見てみたんですけど、例えば平成22年から26年ぐらいのところはすぐ見られたので、そこ見ましたが、大体、市の単独分というのは3分の2ぐらいということで、さっき5億円の仮の計算をしましたけど、あれだって計算すると大体そんなもんですよ。

だから、基本的にはこの財政スキームというのは、そんなに極端に突然になっちゃうとか、そんなこと考えられないわけですよ。だって理屈からいって、小・中学校をここに造って、子供たち勉強してるという事業が、本来、国も責任を持てる事業ですから、当然のごとく財源措置されるわけでありまして、それがもしなかったら、それこそ地方財政法違反って話になりますが、そんなことないと思いますけど。そういうようなことも、この際、申し上げておきたいというふうに思います。

それから、時間もいよいよなくなってきましたので、先進みますけども、市の公共施設再編計画では、施設の除却によって生まれた市有地は、定期借地での活用または売却等を行うとしています。また、当然それは市の施設の維持更新費用に充てられることになるとは思いますが、売却した場合、現在の地価の水準では、どの程度の財源になるということが見込まれているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 売却を想定した場合の金額の算出につきましては、現時点では行っておりません。

以上であります。

○5番（森田真一君） 団地やマンションの建て替えなんかするときに、高層化によって複合化する、言ってみれば複合化・集約化ですよ。高層化によって、敷地を集約して売却する。余った敷地を売却することで、建て替えの費用の一部に充てるって、こういう手法は官民間問わず、よくあることです。市の公共施設再編計画でも、今、金額が分からないとおっしゃったけども、考え方としてはそういう財源も当てにできるということですよ。

しかし、次の更新がやってきたときに、これ同じことをしようとすれば、さらに廃止・縮小する事業を探し

出すということになります。この手法は、仮に一時的には有効であったとしても、本質的にはタケノコ生活をやってるだけではないのでしょうか。持続可能な市政運営と言いながら、市民サービスの切捨てなしには、長期には見通しが立たないという手法なのではないのでしょうか。いかがですか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 公共施設等総合管理計画の検討過程におきまして、将来更新費用の推計結果に対し、当時の現状の財源からは、保有しております延べ床面積総量の56%は更新できない見込みとなりました。持続可能な行政活動、行政運営を行うためには、将来の人口動向や、財政の見通しを踏まえることも重要であります。また、建築系の公共施設が担っておりますサービスの水準につきましては、将来の人口減少率17%との均衡を考慮いたしまして、行政サービスの水準の著しい低下を招かないために、延べ床面積の縮減率、約20%を目標とする取組を実施することによりまして、施設の機能を維持してまいりたいと考えております。

以上であります。

○**5番（森田真一君）** この公共施設の更新というのは、全国一斉で同時に起こってるわけでありまして、であればなおのこと、国が自治体に対して生活基盤を支えるのに必要な施設や、インフラの整備に充てる財源を確保するということが、これ求められることでありますし、当然のことだと思います。とりわけ、公共施設整備計画の対象の大半を占めて小・中学校の整備費用については、先ほど申し上げたとおり国費や地方交付税による財政措置が大きな割合を占めています。以前にも議員全員協議会でこの点を問いただきましたが、整備費用の試算は出しても、実質的な地方負担がどれぐらいになるかというのは、いまだに示されていません。財政民主主義の観点からも、現時点で想定し得る情報をきちんと出していくということが、この計画の妥当性に関わってくる問題だと思います。

今、国の公共投資が、大型国家プロジェクトに偏重するということによってひずみが現れています。東京外環のトンネル工事の事業費は、当初計画から倍増の2兆3,000億円までかかっていますけれども、まだ足りていないということです。大規模な陥没事故まで起こして、違法な工事であったことさえ分かりました。リニア新幹線についても、品川・名古屋間だけで、事業費は当初の1兆5,000億円増の7兆4,000億円に達していますが、大井川の減水などの環境問題で工事も進まず、完成しても大量の電力消費で気候危機の解消に逆行するのではないとも言われております。本来求められるのは、日常生活を支える公共施設、インフラの維持、更新を中心に十分な地方への財源を確保する、こういうことは政治が追求するということが、今必要なんだというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**議長（関田正民君）** 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○**議長（関田正民君）** これをもって本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時24分 休憩

午後 0時31分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関田正民君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、内容の御報告を申し上げます。

本日、御手元に御配付のとおり、議第1号議案 ロシアによるウクライナへの軍事侵略を断固非難し、事態の平和的解決を求める決議が、全議員が提出者として提出されました。本案の取扱いにつきまして協議を行いました結果、本日の日程第1、一般質問の次に、議事日程第5号追加の1として、議事日程を追加することを決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○議長（関田正民君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程に、議第1号議案 ロシアによるウクライナへの軍事侵略を断固非難し、事態の平和的解決を求める決議を追加し、直ちに議題に供したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

議事日程第5号追加の1 議第1号議案 ロシアによるウクライナへの軍事侵略を断固非難し、事態の平和的解決を求める決議

○議長（関田正民君） 議事日程第5号追加の1 議第1号議案 ロシアによるウクライナへの軍事侵略を断固非難し、事態の平和的解決を求める決議、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、議員全員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

採決いたします。

議第1号議案 ロシアによるウクライナへの軍事侵略を断固非難し、事態の平和的解決を求める決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決めます。

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

明日3日、4日及び7日から11日につきましては、会議を休会としたいと思っておりますが、これに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 0時33分 散会